

運行管理者 (貨物) 試験対策講座

対策講座は、

過去の出題の出方（傾向）、過去に出た問題などに応じて、
どうすべきか処理する方法をたてる事。また、その勉強の
仕方や覚え方の方法など、**如何に過去の問題の傾向（ポイント）**
を押さえて勉強するかの手段を講じることである。

小田原ドライビングスクール

運行管理者試験の臨み方

- ・満点を取る必要はない（6割の正答で合格） 「**30問中 18問の正解**」
- ・各分野に必須点数が定められている（必ず正解しなければならない点数） →捨てていい科目がない
- ・出題分野が広い（問題数は**30問**と一見少ないように見えるが）
- ・**文章問題:22問 穴埋め:4問 適合問題:2問 計算/事故対策:2問**（令和6年度実施試験の場合）
- ・一の選択肢の文章が長いものが多い（一つ一つの文章問題にすると**104問**となる）
- ・時間との勝負となる（**文章問題 26問は、1問 2分程度で回答**） 【文章問題を104問で考えると**1問を解答まで概ね1分30秒態度**】
- ・答えが分かったら他の選択肢は無視する勇気も必要
- ・分からぬ問題は後回し（何かしら答えは書いておく）
- ・計算問題が出題されたら捨てる判断もあり（他ができれば合格できる）
- ・問題は**3つに分け後で見直す**（わかる○、自信がない△、わからない×）
- ・解答方法を確認（正しいもの、誤っているもの、～要するもの、～している事項からすべて、など）
- ・**主語を確認**（事業者、運行管理者など）①誰に対し、②何について、③何を求めているか
- ・①誰に対して（事業者・運行管理者・運転者・～基づく・～定める）
- ・②何について（～に関する、業務、点呼、保安基準など、「～について・～として」等）
- ・③何を求めているか（解答方法を確認）『正しいもの、誤っているもの、～要するもの、～事項など』



次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、※各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）及び**厚生労働省労働基準局長の定める**「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、※各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

※各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。→（問題にある記載されている文章のみで考える）

- ・一度は時間（90分）を計って**とにかく過去問!**をやってみる（別紙：過去の出題傾向）
- ・例えば→**1週間に1回分の過去問をやってみる**（7日で30問=1日4、5問）
→4週間で4年分は最低やってみる（できれば5年分）
- ・注意…一問一答だけをやるのは良くない。（正誤しか確認しないから）
誤りの文章でも「**何が誤りかを確認**」しない、その文章の正誤しか確認しないから
同じような問題でキチンと読まなかったり、誤りの部分を見落としている
- ・**数字等の覚えるべき内容**は試験当日、直前まで見ておく（車両法、改善基準）
- ・まったく聞いたことが無い問題も出るが、知っている内容で解答できる場合が多い
- ・「〇〇をすべて選びなさい」は難易度が高いので、場合によっては後回し！

解答方法は⇒消去方法で考えるのも一つの方法

- ・「**正しいもの**」であれば、正しい箇所がわかれれば、他は見ない
- ・「**誤っているもの**」であれば、誤ってる箇所がわかれれば、他は見ない

運行管理者試験の範囲

出題分野	出題数 (必須正答数)
貨物自動車運送事業法	8 (1)
道路運送車両法	4 (1)
道路交通法	5 (1)
労働基準法	6 (1)
その他運行管理者の業務に関し、必要な実務上の知識及び能力	7 (2)
合計	30 (18) 18点以上が合格点

(必須回答数) = 必ず正解しなければならない点数

CBT試験パソコンでの試験 (ノート・デスクトップ)

マウス等用いて回答する試験

CBT試験では、

- 席に、配布されたメモ用紙と筆記具がある。(十分活用する)
- 試験開始後、残り時間が画面右上に表示される。
- 試験が早く終了した方は、「試験終了」ボタンを押して退室。
- 試験途中で間違って「試験終了」ボタンを押しても再開はできない。
- 「文字サイズ」変更は、画面右上のボタンで変更可能。
- 画面右側の「後で確認」にチェックを選択すると、見直しが容易にできます。
- 試験問題の内容については、一切質問は受け付けません。



貨物運送事業法

◎出題範囲とポイント

☞出題数 8問 (1問) (必須正答数)

※出題数が多く、条文をしっかり理解していないと間違える傾向にある

また、文章の読み慣れが求められる内容で穴埋めでの出題も多い。

出題傾向では、1つの問い合わせに対し、選択文章1つ1つが長い文章となっている。

ポイント!! 8問中の出題傾向

1.一般貨物自動車事業「目的・定義・運送約款・許可・認可・届出など」

(R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

2.輸送の安全確保 (R3.3、R1.8) 3.運行管理者の業務 (R6年、R4.8、R3.3、R1.8)

4.運行管理者の義務 (R6年、R4.8、R3.3、R1.8)

5.点呼「乗務前.中.後・IT点呼」 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

6.事故報告規程 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

7.過労運転防止 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

8.指導監督・各講習 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

9.事業計画 (R3.3、H30.8、H28.3) 10.運転者の遵守事項 (R3.3、H30.8)

11.運行管理者の選任 (R1.8、H28.8) 12.指示書「携行・変更・保存」 (R6年、R5.3)

13.補助者の業務 (R6年)

貨物自動車運送事業法

貨物自動車運送事業輸送安全規則

貨物自動車運送事業法 1

法令集 P3

第1条 貨物自動車運送事業法の目的 ◎穴埋め問題：キーワードを覚える

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉に資することを目的とする。

第3条 事業の許可

一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

※特定も許可が必要(35条P23)。貨物軽は届け出(36条P26)。

◎許可・認可・届け出の違いに注意

第2条 定義 1

この法律において、「**貨物自動車運送事業**」とは

- ・一般貨物自動車運送事業
 - ・特定貨物自動車運送事業
 - ・貨物軽自動車運送事業
- をいう。

◎「貨物自動車利用運送事業」には、貨物軽自動車運送事業含まない 一般・特定の定義も出題あり

定義 2

・一般貨物自動車運送事業

他人の需要に応じ有償で自動車を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

・特定貨物自動車運送事業

特定の者の需要に応じ有償で自動車を利用して貨物を運送する事業をいう。

・貨物軽自動車運送事業

他人の需要に応じ有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る）を使用して貨物を運送する事業をいう。

・貨物自動車利用運送

一般貨物または特定貨物自動車運送事業者が他の事業者の運送を利用するもの。

・特別積合せ貨物運送（積合せ輸送 1台の車両で複数の荷主の荷物を積む）

一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所等において集貨された貨物の仕分けを行い積み合わせて他の事業場に運送し配達に必要な仕分を行うもの。

荷主とは、運送事業者と運送契約を締結し運送の委託・貨物の受取・引き渡しを行う者。

ア.貨物自動車利用運送

1.一般貨物自動車運送事業

イ.特別積合せ貨物運送

2.特定貨物自動車運送事業

ア.貨物自動車利用運送

3.貨物軽自動車運送事業

第8条 事業計画

法令集 P9

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。事業計画の変更には認可を受けなければならない

事業計画とは

事業計画は、運送事業における施設、設備、車両等の内訳等を説明するためのもの。

- 1.主たる事務所の名称及び位置 2.営業所の名称及び位置 3.休憩・睡眠施設の位置及び収容能力
- 4.車庫の位置及び収容能力(面積) 5.車両の種別ごとの台数など

**第9条 事業計画の変更等
事業計画の認可・事前届出・事後届出**

法令集 P 9~P14

認可	営業所の名称及び位置、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力 自動車車庫の位置及び収容能力、利用運送を行うかどうか
事前届出	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数、事業廃止、事業休止
事後届出 (後に遅滞なく)	主たる事務所の名称及び位置、利用運送の業務の範囲、利用運送の保管施設の概要 利用する事業者の概要、役員変更、氏名・名称又は住所、事業休止再開

許可・認可・届出（事前・事後）

許可	国の審査を受ける	運送事業の経営
認可	一定の条件を備えていることを チェックされる	運送約款の制定・変更 事業計画の変更
届出 事前・事後	報告のみ	運行管理規定の制定・変更 自動車の数の変更（事業計画の変更）→あらかじめ 事務所の位置、名称の変更（〃）→遅滞なく

※許可申請者が運送業許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者 ⇒ (2年) ×

第10条 運送約款 R5年3月CBT

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

→運送約款は、運送人と荷主との間で運送契約の内容を定めたものを言う。◎運送約款は認可

第10条 運賃及おび料金等の掲示 →貨物自動車運送事業法施行規則第13条

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第14条（安全管理規定等） 法令集P13 P42

事業用自動車の保有数200両以上では規定を定め、運送を開始する日までに届け出後、**安全統括管理者**を速やかにを選任。選任後遅滞なく届け出。

第15条 輸送の安全

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に付帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

→ 要約すると

一般貨物自動車運送事業者は、運転者の過労運転を防止するために

- ・必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保 (×必要な資格を有する)
- ・休憩又は睡眠のために利用する施設の整備、
- ・適切な勤務時間及び乗務時間の設定 (×乗務時間) (×休息期間)
- ・その他必要な措置を講じなければならない。

さらに → 医学的知見に基づく措置を講じなければならない (×運行管理規定に基づく)

事業者とは

- 1) **人事権** 選任すること (運転者、運行管理者)
- 2) **決定権** 定めをすること (規則の策定・労働時間の設定)
- 3) **決裁権** 支払いをすること (保存、備える、整備する)

※・・運行管理者に上記の業務はできません！

(問題文の主語に注目。「運行管理者は…」「貨物自動車運送事業者は…」)

第16条 運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

運行管理者の必要人数

除してとは=割り算

事業用自動車の両数(被けん引車は除く)	運行管理者数
29両まで	1人
30両～59両	2人
60両～89両	3人
90両～119両	4人

事業用自動車の両数 ÷ 30 + 1

(被けん引車を除く)

※小数点切り捨て

$$\text{運行管理者の} = \frac{\text{事業用自動車の両数}}{\text{選任数の最低限度}} + ()$$

◎計算式を覚える (一人で30-1両 : 人数 × 30 - 1)

複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する運行管理者統括運行管理者を選任しなければならない。

補助者

法令集P70

事業者は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定を受けた講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。

・補助者は、運行管理者の補助を行う者であって、代理業務を行えるものではない。

・点呼に関する業務については、一部は補助者が実施できる。

・点呼を行うべき総回数の3分の1以上は運行管理者が実施する。

勤務日数30日としたら
総回数は何日となるか？

※補助者の点呼は総回数の3分の2以下

・補助者の業務は運行管理者の指導及び監督のもとに行われる。

・以下の場合は運行管理者の指示を受ける

- ・運転者が酒気を帯びている
- ・疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
- ・無免許運転 ・大型自動車等無資格運転 ・過積載運行 ・最高速度違反行為

運行管理者等の選任（兼務）

運行管理者は他の営業所の運行管理者または補助者を兼務することはできない。

・ただし、貨物自動車と旅客自動車の事業者で、同じ敷地内の同一営業所にある場合は、それぞれの資格者証を有している運行管理者は兼務可能。

・補助者は、同一事業者の他の営業所の補助者となることはできる。（兼務可）

第17条 運行管理者資格者証（交付）

国土交通大臣は、次の各号いずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。

1 運行管理者試験に合格した者

2 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者。

第17条 運行管理者資格者証 ◎欠格期間の年数を覚える

国土交通大臣は、次の各号いずれかに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

1.運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者

2.この法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者

第18条 運行管理者資格者証の返納

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

運行管理者の資格要件

◎欠格期間の年数を覚える

法令集P76

事業用自動車の運行の管理に関し（**5年**）以上の実務の経験を有し、その間に、

国土交通大臣が定める講習を（**5回**）以上受講したものであることとする。

少なくとも1回は基礎講習の受講が必要（他は一般講習でも可）受講回数は1年ごとに1回

第36条の2（新）（貨物軽自動車安全管理者の選任等）法令集P28

貨物軽自動車運送事業者（四輪以上の軽自動車で貨物運送をする事業者）は、経営の届け出をした後、速やかに、営業所ごとに、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、次の各号いずれかに該当する者のうちから**貨物軽自動車安全管理者を1人選任しなければならない**。

- (1) 貨物軽自動車安全管理講習を選任の日前2年以内に修了した者
 - (2) 上記の講習を修了し、かつ、貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前2年以内に修了した者
 - (3) 貨物軽自動車運送事業者が、一般・特定自動車運送事業を経営する場合にあっては、
運行管理者として選任されている者
- 2 選任後、遅滞なく届け出。解任したときも同様。
- 3 貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者（現に運行管理者として選任されている者は除く）に、選任の日から2年以内において国土交通省令で定める期間ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習を受けさせなければならない。

第23条 事故の報告

法令集P15

事業者等は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める**重大な事故**を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を**国土交通大臣**に届け出なければならない。

自動車事故報告規則 ◎各数字を覚える R5年3月CBT

法令集共通P 145

- 1) 自動車が転覆し（35度以上）、転落し（0.5メートル以上）、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 3) 死者又は重傷者を生じたもの
- 4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- 5) 自動車に積載された危険物等の全部もしくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
- 6) コンテナの落下
- 7) 操縦装置等の不適切な操作により、旅客に傷害が生じたもの⇒（旅客のみ）
- 8) 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車無資格運転又は麻薬運転を伴うもの
- 9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 10) 救護義務違反があったもの
- 11) 自動車の故障により運行できなくなったもの
- 12) 故障により車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
- 13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上を本線において**鉄道車両の運転を休止**させたもの
- 14) 高速道路において、3時間以上自動車の**通行を禁止**させたもの
- 15) そのほか国土交通大臣が特に必要と認めたもの

事故報告書の提出

法令集共通P 145

事業者等は、前条各号の事故があった場合には、当該**事故があった日から30日以内**に自動車事故報告書3通を運輸管理部長又は運輸支局長を経由して、**国土交通大臣**に提出しなければならない。

事故の記録

法令集P61・テキストP233

事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、**その記録**を当該事業用自動車の運行を**管理する営業所**において**3年間保存**しなければならない。

事故の速報

事業者等は、次の各号のいずれかに該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、前条第1項の規定によるほか、電話、その他適切な方法により、**24時間以内**においてできる限り速やかに、**運輸管理部長又は運輸支局長に速報**しなければならない。

2人以上の死者を生じたもの

5人以上の重傷者を生じたもの

10人以上の負傷者を生じたもの

危険物の飛散、漏洩があったもの

酒気帯び運転を伴うもの

◎ 「速報」が必要な事故と

「報告書」の提出だけでよい事故の見分けがつくように！

注意！！・速報は、誰に出すのか

重傷

- ・脊柱の骨折・上腕又は前腕の骨折
- ・大腿又は下腿の骨折・内臓の破裂
- ・入院+通院30日以上・14日以上の入院

軽傷

- ・11日以上の通院

過労運転の防止

法令集P44

運行管理者の業務	事業者の業務
運行管理者 は事業者に運転者として 選任された者 以外の者に事業用自動車を 運転させないこと 。	事業者 は、事業計画に従い 業務 を行うに必要な員数の 運転者 又は 特定自動運行保安員 を 常時選任 しておかなければならぬ。 ◎ 運転者又は特定自動運行保安員として常時選任不可の者 (1) 日々雇い入れられる者 (2) 2ヶ月以内の期間を定めて 使用される者 (3) 試用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用される者を除く)
乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に 管理 すること。	運転者及び乗務員が有効に利用することができるよう、休憩に必要な施設を 整備し 、及び睡眠に必要な施設を 整備し 、これらの施設を適切に管理し、 保守しなければならぬ 。
定められた 勤務時間及び乗務時間の範囲内において 乗務割を作成 し、これに従い運転者を乗務させる こと 。	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように国土交通大臣が定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を 定め 、これらを遵守させ なければならない 。

：ポイント： 運行管理者の業務 = ~すること。**(行為・行動)**
事業者の業務 = ~しなければならない。**(義務・責任)**

特定自動運行保安員とは

法令集P44

事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の**運転者**又は**特定自動運行保安員**を**常時選任**しておかなければならぬ

自動運転には**レベルが設定され**、**レベル4以上**の**自動運転**では、自動車の**操作を担当する者**が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができる。このように自動運転される自動車に**乗車又は遠隔操作**によって**自動運転を監視する人**のことを「**特定自動運転保安員**」といいます。

特定自動運行保安員は

- ・点呼等の飲酒チェックは課せられない
- ・常時選任運転者と同様、「日々雇い入れられる者、二ヵ月以内の期間を定めて使用する者、試みの使用期間中の者は選任できない
- ・適性診断と特別な指導は課せられない

従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「**乗務**」とされていた文言が、**特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」**になるといった用語変更が行われています。また、「**運転者等**」 = **運転者又は特定自動運行保安員が対象となる** 現在は「**乗務**」 ⇒ 「**業務**」となった

過労運転の防止

酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させてはならない。

乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させてはならない。

運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

第4条（過積載の防止）

R4年3月CBT

法令集P50

過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

第5条（貨物の積載方法）

法令集P50

事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

1 偏荷重の禁止 2 荷崩れの防止

◎ 貨物の積載方法については、車両法・道路交通法にも関連している

点呼

法令集P51

（貨物自動車輸送安全規則第7条）

業務前点呼

事業者は、事業用自動車の業務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

- 1) 酒気帯びの有無 次に掲げる事項とは（貨物自動車運送事業輸送安全規則）
- 2) 疾病、疲労、睡眠不足 その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
- 4) 特定自動運行保安員に対しては、自動運行装置の設定状況に関する確認

IT点呼【Gマーク認定】：国土交通省が推進「安全性優良事業所」の認定制度） 法令集P52～P58

輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めて機器による点呼を行うことができる。

それ以外の営業所（営業所の車庫間、営業所の車庫と営業所の他の車庫間）

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
- ④ 貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目判定が「適」であること。

国土交通大臣が定めた機器とは

営業所又は車庫に設置した装置（設置型端末）のカメラ若しくは運転者が携帯する端末（携帯型端末）のカメラによって、運転者の状態が隨時確認でき、かつ、酒気帯びの測定結果を直ちに確認でき、その記録、保存ができるものをいう。→これらの端末による点呼を（IT点呼）という。

原則としてGマーク営業所でも、点呼は（対面）が基本。やむを得ない場合（遠隔地等）は、運行管理者による電話等による点呼を（IT点呼）により行うことができる。

IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、営業所と営業所の車庫の間及び営業所の車庫と営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

R5年3月（20時間以内）×

輸送安全規則の解釈及び運用について（解釈運用通達）

- (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合のみ。その場合は、電話、その他の方法でも可能。
※車庫と営業所が離れている、深夜・早朝で点呼執行者がいない場合は該当しない。
=対面で実施しなければならない。
- (2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。
- (3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良営業所をいう。（以下Gマーク営業所）

IT点呼を行うことができるかできないか？

1. 同一事業所内のGマーク営業所間又は営業所と車庫間 → (IT点呼はできる)
2. 同一事業所内のGマーク営業所と非Gマーク営業所間及び車庫間 → (IT点呼はできない)
3. 非Gマーク営業所とその営業所の車庫間 → (IT点呼ができる) 場合もある。
その条件・・(Gマーク認定と同じ条件)

- ①開設から3年経過。②過去3年間重大事故事故及び③過去3年間点呼に関する処分・警告がないこと。
④直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外で、点呼項目判定が「適」であること。
対面、IT、電話すべて、運転者が所属する営業所の運行管理者による点呼が必要。

(他のGマーク営業所の運行管理者による点呼は、所属営業所の補助者との電話点呼に該当する。)

「自動点呼」業務前・業務後自動点呼 (R7年9月から業務前も開始)

自動点呼とは、AIやロボット、ICT機器を活用して行う点呼（運転者が所属する営業所・車庫）
事業者が、実施要領で定める要件を満たす機器・システムを用いて、当該事業者の営業所や車庫において、業務を開始する若しくは業務を終了した当該営業所の運転者に対し行う点呼をいう。
→業務前・業務後自動点呼は、**Gマーク認定は不要**
国土交通省が定めた要件を満たす機器・システムを使用)

遠隔点呼の実施 (R4年4月1日より申請スタート)

使用する機器・システムの要件や運営上の遵守事項等、対面での点呼と同等の確実性を担保するために必要となる項目が満たされていれば、非Gマーク営業所においても、高度な機器を用いた遠隔による点呼が可能

1.遠隔点呼の実施要件

- ①事業者から運輸局への申請が必要。 ②使用する機器が、所定の要件を満たしていること。
③運行管理高度化検討会の監督下において行われること。

2.遠隔点呼の実施可能場所

1) 営業所内

- ①営業所と当該営業所の車庫間。 ②当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間

2) 営業所等間

- ①営業所と他の営業所間
②営業所と他の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫と他の営業所の車庫間
③営業所とグループ企業の営業所間、営業所とグループ企業の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

各点呼の運転者に対する確認事項まとめ 法令集P52

「業務前点呼」

- ・酒気帯び
- ・疾病疲労睡眠不足
- ・日常点検（共通P62）
- ・自動点呼では血圧、体温

「中間点呼」

- ・酒気帯び
- ・疾病疲労睡眠不足

「業務後点呼」

- ・酒気帯び
- ・自動車、道路、運行状況
- ・交替した運転者に対し自動車、道路、運行状況の通告

(第17条(4)法令集P69)

参考

	IT点呼(H19)(P53~55)	遠隔点呼(R4.4)(P56,P99~P103)	業務前・業務後 自動点呼 (R7.9) (P57,P103~107)
Gマーク	必要 無い場合は巡回指導で評価DE無し等条件満たしていれば※のみ可	必要なし	必要なし
点呼方法	モニター越しに運行管理者が確認し行う	モニター越しに運行管理者が確認し行う	無人にてAI等で行う
範囲	営業所一営業所(他営でも) ※営業所一車庫(他車でも) 車庫一車庫等特に制約なし	営業所一営業所(他営でも) 営業所一車庫(他車でも) 車庫一車庫等特に制約なし	—
機械	国土交通大臣が認定した機器	要件を満たすカメラやモニターで運転者の表情等確認できること 表情が確認できるカメラの画素数や 照明を確保 生体認証機能(なりすまし防止) アルコール検知器等を満たせば 良い 推奨スペックあるが認定はない	国土交通省認定 機器
時間	1営業日16時間以内 営業所と車庫間(他営はだめ)であればこの限りではない	制限なし	業務後であれば 制限なし
遵守事項	1/3以上は運行管理者	機器故障時の点呼体制整備等 ←制約なし	機器の持ち出し 防止 故障時の 対応等

他営業所間での点呼例

A



遠隔点呼の場合

B



B営業所点呼総回数が900回の場合

すべて遠隔点呼が可
(A営業所の点呼実施者が運行管理者の場合)

IT点呼の場合

A



B営業所点呼総回数が900回の場合

1/3以上である
300回以上は
B営業所の運行管理者が対面点呼

2/3未満の600回未満はIT点呼可

点呼

業務後点呼

事業者は、業務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては規定による通告について報告を求める及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

規定による通告（交替）

業務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

中間点呼

事業者は、(業務前、業務後の)点呼のいずれも対面で行うことができない業務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

- ◎「業務前、業務後の点呼いすれも対面で行うことができない乗務」→**2泊3日以上の業務**

1日目	2日目	
業務前は 対面点呼	業務後は 電話点呼	
1日目	2日目	3日目
業務前は 対面点呼	業務後は 電話点呼	業務前は 電話点呼
業務後は 電話点呼	業務前は 電話点呼	業務後は 電話点呼

アルコール検知器

事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定（業務前、業務後、中間点呼）により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

- 「アルコール検知器を備え」るのは**事業者の役割**。
 - 「當時有効に保持」するのは**事業者・運行管理者の役割**

点呼記録

事業者は、第1項から第3項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

次に掲げる事項を記録…

- 1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - 2) 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 3) 点呼の日時 4) 点呼の方法 5) その他必要な事項

トラック輸送しか行わない事業所は
(乗務)のまま使用

点呼記録簿

全日本トラック協会HPより

平成 年 月 日 () 天候

R5年度 穴埋め

業務等の記録

法令集P59

事業用自動車に係る運転者の業務について、当該業務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

運行指示書による指示等（業務等の記録） 次に掲げる事項…

- 1) 運転者の氏名
- 2) 乗務した事業用自動車の自動車登録番号等
- 3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- 4) 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
- 5) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- 6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況
- 7) 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）で待機した場合にあっては、
次に掲げる事項
イ.集貨地点等
ロ.集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
ハ.集貨地点等に到着した日時
二.集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
ホ.集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務
（附帯業務）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
ヘ.集貨地点等から出発した日時
（附帯業務=主となる物事に付け加えること）
- 8) 集貨地点等で、一般貨物自動車運送事業者が（荷役作業等）（荷役作業又は附帯業務）を実施した場合（契約書に明記されている場合は1時間以上に限る）にあっては、
次に掲げる事項（荷主の都合で待機した場合はイ、ロは除く）
イ 集貨地点等 ロ 荷役作業等の開始及び終了の日時 ハ 荷役作業の内容
ニ イからハまでの内容について荷主の確認が得られた場合は、荷主が確認したことを示す事項、得られなかった場合は、その旨
- 9) 交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
- 10) 運行指示書による指示があった場合には、その内容 ➔ （持っている指示書に記入させる）

運行指示書による指示等

法令集P62

事業者等は、第7条第3項に規定する業務を含む運行ごとに、次に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させなければならない。

第7条第3項 ➔ 中間点呼

次に掲げる事項 ➔

- 1) 運行の開始及び終了の地点及び日時 2) 乗務員の氏名
- 3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- 4) 運行に関して注意を要する箇所の位置
- 5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合）
- 6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がある場合）
- 7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

運行指示書の記載内容に変更があった場合

- ➔ 変更事項を営業所にある運行指示書の写しに記載し、これにより運転者に対し電話等により適切な指示を行わなければならない。運転者は変更内容を運行指示書に記録する。
- ➔ 運行指示書とその写しを、運行を終了した日から1年間保存

写し = 2部作製（原紙は運転者、写しは営業所）運行終了後、2部保存

貨物自動車運送事業法 2

運行記録計による記録 1 → 「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」 法令集P62

事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、保安基準に適合する運行記録計により記録することができる。記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

運行記録計による記録 2

事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- 1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車

平成26年12月1日に法改正(義務化)

- 2) 前号に該当する被けん引自動車をけん引する事業用自動車

- 3) 特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車

運送事業法では、普通自動車はすべての車両（トラック）のことを示す

運転者台帳（記載事項）

法令集P63

- 1) 作成番号及び作成年月日
 - 2) 事業者の氏名又は名称
 - 3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - 4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - 5) 免許に関する事項 「運転免許証の番号及び有効期限 免許の年月日及び種類、条件」
 - 6) 事故等により通知を受けた場合はその概要
 - 7) 運転者の健康状態
 - 8) 特別な指導の実施及び適性診断の受診状況
 - 9) 6ヶ月以内に撮影した写真（単独、上三分身、無帽、正面、無背景）
- ・転任、退職等により運転者でなくなった場合には、年月日及び理由を記載し3年間保存
・労働者名簿で代用することも可能だが、記載項目にもれがないようにすること

従業員に対する指導及び監督

法令集P65

事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するため必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつその記録を営業所において3年間保存しなければならない。

一般的な指導及び監督（12項目）「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」より 法令集P116

- 1) 事業用自動車を運転する場合の心構え
- 2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- 3) 事業用自動車の構造上の特性 4) 貨物の正しい積載方法 5) 過積載の危険性
- 6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- 7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- 8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法 9) 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- 11) 健康管理の重要性
- 12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

従業員に対する指導及び監督 つづき

一般的な指導及び監督 配慮すべき事項

- ・ドライバーの技術、知識の習得
- ・計画的かつ体系的に実施
- ・運転者が自ら考え、理解を深める工夫
- ・参加、体験、実践的な指導
- ・社会情勢、事故実態に応じた指導
- ・指導者の育成、資質向上に努める
- ・外部教育機関を積極的に活用

適性診断の種類 R4年3月CBT

特定診断 I

法令集P119

- 1.**死者又は重傷者**を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の**1年間に交通事故を引き起こしたことがない者**
- 2.**軽傷者**を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の**3年間に交通事故を引き起こしたことがある者**

前回

重大事故→1年以内あり：特定II
→1年以内なし：特定I

前回

軽傷事故→3年以内あり：特定I
→ 3年以内なし：なし

特定診断 II

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の**1年間に交通事故を引き起こしたことがある者**。

初任診断

法令集P120

運転者として**新たに雇い入れた者**。

過去3年以内に受診していれば受けなくてもよい（貸切バスを除く）

運転者として選任する前に受診させる初任診断を受診させる

適齢診断

法令集P121

65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後 **3年以内 ごと**に1回受診させる。

75歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後 **1年以内 ごと**に1回受診させる。

特定の運転者に対する特別な指導及び監督 R4年3月CBT

対象者

- 交通事故を引き起こした運転者（**事故惹起運転者**）
- 新たに雇い入れた運転者（**初任運転者**）
- 高齢者である運転者（**高齢運転者**）※65歳以上

1.事故惹起運転者【1）～5）まで**6時間以上**、6）は可能な限り実施】

- 1) 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- 2) 交通事故の事例に基づく再発防止策
- 3) 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対応
- 4) 交通事故を防止するために留意すべき事項
- 5) 危険の予測及び回避
- 6) 安全運転の実技

2.初任運転者

- 1) 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき**運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等** →**15時間以上**

※ 一般的な指導と同じ内容。日常点検、車高、死角、積載等については**実際に車両を用いて**指導する

- 2) 安全運転の実技 →**20時間以上**

3.高齢運転者

適性診断の結果を踏まえ、**加齢に伴う身体機能の変化**の程度に応じた安全な運転方法等について運転者が**自ら考えるよう**に指導する。

指導、適性診断の受診時期

	特別な指導及び監督	適性診断
事故惹起運転者	事故後、再度 <u>乗務する前</u> に実施する。ただしやむを得ない事情がある場合には乗務を開始した後 <u>1か月以内</u> に実施する。なお外部の専門的機関で受講予定のある場合は、この限りではない。	➡指導監督と同じ
初任運転者	初めて <u>乗務する前</u> に実施する。やむを得ない場合には、乗務を開始した後 <u>1か月以内</u> に実施する。	➡同じ（過去3年間に初任診断を受診したことがない場合は受診させる）
高齢運転者	診断の結果が判明した後 <u>1か月以内</u> に実施する。	<u>65歳に達した日</u> 以後 <u>1年以内に1回受診させ、その後は3年以内に1回受診させる</u>

新たに雇い入れた者の事故歴の把握

法令集P122

事業者等は運転者を新たに雇い入れた場合には、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等より、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

第19条 運行管理者の選任の届出

法令集P72

事業者等は、運行管理者の選任をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。



※遅滞なく

- (1) 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 貨物自動車運送事業の種類
- (3) 運行管理者の氏名及び生年月日 (4) 運行管理者が交付を受けている資格者証の番号及び交付年月日
- (5) 運行管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無
(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)
- (6) 運行管理者でなくなった場合にあっては、その理由

第20条 運行管理者等の義務

法令集P72

- ◎運行管理者は、一般貨物自動車運送事業者等に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し、必要な事項について助言を行うことができる
- ◎運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない
- ◎事業者は、運行管理者に対し必要な権限を与えなければならない
- ◎事業者は、運行管理者の助言を尊重しなければならない
- ◎従業員はその指導に従わなければならない

第21条 運行管理規程

法令集P73

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規定（運行管理規程）を定めなければならない。
運行管理規程に定める運行管理者の権限は、少なくともその業務を処理するに足りるものでなければならぬ。

第22条 運行管理者の指導及び監督

法令集P74

事業者等は、業務の的確な処理及び運行管理規定の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

第23条 運行管理者の講習

法令集P74

- 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる国土交通大臣の認定を受けた講習を運行管理者に受けさせなければならない。
 - 1) 死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした営業所又は違反行為があった営業所の運行管理者
 - 2) 運行管理者として新たに選任した者
 - 3) 最後に講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した者
(2年に一度講習を受けなければならない)

- 基礎講習 → 運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする。
- 一般講習 → 運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする。
- 特別講習 → 自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習で、安全規則23条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合。
 - 死者・重傷者が生じた事故を引き起こした事業所の運行管理者、許可の取り消し等の処分を受けた営業所の運行管理者

講習の受講時期 ◎各年数を覚える

- 新たに選任された運行管理者はその年度に基礎講習又は一般講習を受講する。
- 基礎講習を受講していない場合は基礎講習を受講する。
- 最後に基礎講習又は一般講習を受講した後、2年ごとに基礎講習又は一般講習を受講する。
- 運行管理者の資格要件として必要な5回の受講のうち1回は基礎講習を受講しなければならない。
- 事故、違反があった営業所の運行管理者は、事故のあった年度と翌年度に基礎講習又は一般講習を受講する。
- 特別講習は事故等があった日から1年以内に受講する。
- 新たに選任した運行管理者とは、当該事業者において初めて選任された者をいう。
過去に選任されていた運行管理者、他の営業所の運行管理者 → 新たに選任した運行管理者ではない
他の事業者で運行管理者をやっていた者（転職など） → 新たに選任した運行管理者

※（例）事故を起こした事業所の（すべての）運行管理者

事故のあった年度（R4年）	翌年度（R5年）	次の年（R6年）	次の年（R7年）
特別と基礎又は一般	基礎又は一般	なし	基礎又は一般

※2年連続基礎又は一般講習を受ける

運転者の選任

- 運転者等に選任する者は、次の者であってはならない。
- 1.日々雇入れられる者 2.2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
 - 3.試みの使用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用される者を除く)

貨物の積載方法等

- 偏荷重が生じないように積載する。
- 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じる。
- 車両の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が制限を超える運行の禁止、道路管理者が付した条件（通行経路、時間等）に違反した通行の禁止、について指導監督を怠ってはならない。

車庫の確保

事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に確保しておかなければならない。

輸送安全規則（第6条）

事業者は事業用自動車の車庫を営業所に併設しなければならない。困難な場合においては、本拠の位置から2kmを超えない範囲で設けなければならない。

異常気象時等における措置

事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

「運行管理者→講じること」

乗務員の遵守事項

- 酒気を帯びて乗務しないこと
- 過積載をした事業自動車に乗務しないこと
- 貨物を積載するときは、法令の定めによること（偏荷重の禁止、荷崩れ防止）
- 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること

運転者の遵守事項

- ・酒気帯びの申し出
- ・疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転ができないおそれがあるとき申し出
- ・点呼を受け、法令に基づく報告をすること
- ・乗務を交替するときは、交替する運転者に対し、規定に基づき通告すること
- ・事業用自動車の点検
- ・乗務記録
- ・運行指示書の携帯、変更事項の記載
- ・踏切通過中に変速装置を操作しないこと

業務の基準 法令集P45

特別積合せ貨物運送を行う運行管理者は、乗務に関する基準を作成し、乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。

業務基準が必要な運行 → 起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるもの

- 1) 主な地点間の運転時分、平均速度
- 2) 乗務員が休憩又は睡眠をする地点、時間
- 3) 交替する運転者が運転を交替する地点

適正な取引の確保 第9条の4 法令集P63

事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、

荷主の都合による集荷地点等における待機又は運送約款によらない附帯業務の実施に起因する

運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、
荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8（輸送の安全にかかる情報の公表）

毎事業年度の経過100日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に関する目標や
達成状況、事故統計について、インターネットの利用等により公表しなければならない。

◎記録の保存

点呼 乗務記録 運行記録計による記録 運行指示書（運行終了から）	1年間
指導・教育 事故 運転者台帳（退職者を含む）	3年間
健康関係（健康診断・ストレスチェック）	5年間

貨物自動車運送事業法関係

練習問題 1

一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、事業者等は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2、事業者等は、前条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から20日以内に自動車事故報告書3通を運輸管理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3、事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。
- 4、事業者等は、次の各号のいずれかに該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、前条第1項の規定によるほか、電話、その他適切な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、国土交通大臣に速報しなければならない。

練習問題 2

貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
2. 事業者は、（乗務前、乗務後の）点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
3. 事業者は、乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。
4. 運行管理者は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定を受けた講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。

練習問題 3

輸送の安全（問2：穴埋め問題）平成30年度第2回

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて（A）運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び（B）の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。
選択肢 A (1. 必要となる員数の) 2. 必要な資格を有する)
選択肢 B (1. 乗務時間) 2. 休息期間)
2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な（C）に基づく措置を講じなければならない。
選択肢 C (1. 運行管理規定) 2. 医学的知見)

練習問題 4

R2年度3月

貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、【正しいものを2つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
- 2、一般貨物自動車運送事業とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- 3、貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- 4、特別積合せ貨物運送とは、特定の者の需要に応じて有償で自動車を使用し、営業所その他の事業場（以下「事業場」という。）において、限定された貨物の集貨を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

練習問題 5

一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、【誤っているものを1つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- 2、事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならぬ。
- 3、事業者は、運行の途中において、運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。
- 4、特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が200キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

練習問題 6

一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、【誤っているものを1つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、事業者は、初任運転者に対する特別な指導について、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。
- 2、事業者が行う初任運転者に対する特別な指導は、法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項などについて、6時間以上実施するとともに、安全運転の実技について、15時間以上実施すること。
- 3、事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項等について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存すること。
- 4、事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

道路運送車両法

◎出題範囲とポイント

☞出題数 4問 (1問) (必須正答数)

※出題数が少ないので、全問不正解になる事が多く、しっかり勉強することが求められる。

運行管理の仕事で車両に関する法律についての項目で、車両を管理をする上で必要な知識を問われる。

主に車両の「登録」、「検査」、「点検」、「保安基準」、「整備命令」についての内容。

※「日数・年・回数・メートル (m) などの数字が多い」

ポイント!! 4問中の出題傾向

- 1.車両法の目的 (H29.3、H27.8、H27.3)
- 2.自動車の検査 (車検) (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)
- 3.日常点検・定期点検・整備 (R6年、R4.8、R3.3、R1.8)
- 4.整備命令等 (H30.8、H28.3) 5.整備管理者 (R5年)
- 6.保安基準細目等 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)
- 7.自動車の登録 (R6年、R4.8、R3.3、R2.8、R1.8)

1.道路運送車両法の目的

法令集・共通 P 54～P100

第1条

この法律は、道路運送車両に関し（所有権）についての公証等を行い、並びに（安全性）の確保及び（公害）の防止、その他の（環境）の保全並びに（整備）についての（技術の向上）を図り、併せて自動車の（整備）事業の（健全な発達）に資することにより、（公共の福祉）を増進することを目的とする。◎（穴埋め問題）

2.自動車の登録

■登録の種類

☞登録は「4種類」「移転」登録と「変更」登録の違いを覚えること！

- ・自動車を新たに使用する場合…（新規）登録
- ・所有者の氏名、名称、住所、使用の本拠の位置に変更があった場合…（変更）登録
- ・所有者の変更があった場合…（移転）登録
- ・自動車が滅失、解体、用途の廃止をした場合…（永久抹消）登録

■登録の申請…（15）日以内に行う ☞※重要

■登録は（所有者）が行う

所有者とは『その車の所有権を持つ人』

使用者とは『その車を使用することを所有者から認められた人』

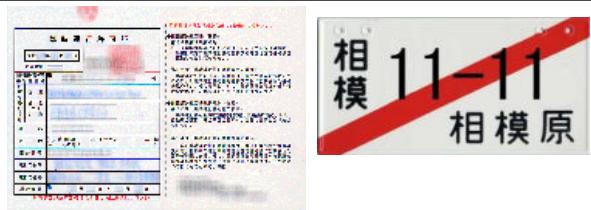
3.臨時運行許可

●自動車の試運転、新規登録、新規検査又は期限切れの

自動車の継続検査等、検査の申請のための

回送を行う場合その他特に必要がある場合に

限り、臨時運行許可を行うことができる。



●有効期間は（5）日以内。

有効期間が満了したら（5）日以内に

臨時運行許可証と臨時運行許可番号標を（返納）する。

4.点検・整備等 ※「定期点検」は、道路運送車両法によって車の使用者に義務付けられいる法定点検

※点検は（使用者）が実施

■事業用自動車の「定期点検」は（3）カ月ごとに実施 ➔

■（日常）点検は、2種類

- ・（1）日（1）回（運行開始前）に行う点検 ☞ ※何を見るのかを覚える！
- ・「適切な時期」に行うことで足りる点検



※1日1回運行開始前に点検を行う、日常点検の項目 ➔ 別表1.参照

・ブレーキ（制動装置）・タイヤ・ライト（灯火装置）・ワインカー

上記以外は、「適切な時期」で足りる（バッテリー、エンジン、ウインドウォッシャー等）

別表1.事業用自動車の日常点検基準

※印は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した「適切な時期」に行うことで足りる

日常点検項目	点検内容
1.制動装置	1.ブレーキペダルの踏みしろが適當で、効きが十分であること 2.ブレーキ液量が適當であること 3.駐車レバー（ハンドブレーキ等）の引きしろが適當であること 4.空気圧力の上がり具合が不良でないこと 5.ブレーキペダルを踏みこみ、放した場合にブレーキバルブからの排氣音が正常であること 6.エアタンク ※（4～6はエアブレーキ装着車のみ実施）
2.タイヤ	1.タイヤの空気圧が適當であること 2.亀裂及び損傷が無いこと 3.異常な摩耗が無いこと 4.※溝の深さが十分であること タイヤ溝深さ 一般走行時では、小型・中型・大型トラック1.6mm。 高速時では、小型トラック2.4mm、大型トラック3.2mm 5.ディスクホイールの取付状態が不良でないこと （但し、車両総重量8t以上の自動車に限る）
3.灯火装置	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷が無いこと
4.方向指示器	
5.※バッテリ（液量）	
6.※原動機（冷却水の量、ファンベルトの張り具合・損傷、オイルの量、かかり具合、異音等）	
7.※ウインドウォッシャー及びワイパー（液量、噴霧状態、払拭状態）	



5.整備管理者

■整備管理者の選任

・自動車運送事業に供する自動車（5両以上）で（1名）

■整備管理者を選任した日から（15日）以内に地方運輸局長にその旨を届け出る。

変更も同様

6.自動車の検査等（車検）

■検査は（使用者）が受けなければならない

☞ ポイント！ 重量による有効期間と検査証の取扱い

■自動車検査証（車検証）の有効期間（初めて受ける場合）（法・第61条）

車両総重量（8トン）以上⇒（1年）

車両総重量（8トン）以下⇒（2年）

継続検査（2回目以降）の有効期間⇒どちらも（1年）

■有効期間の起算日

当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。

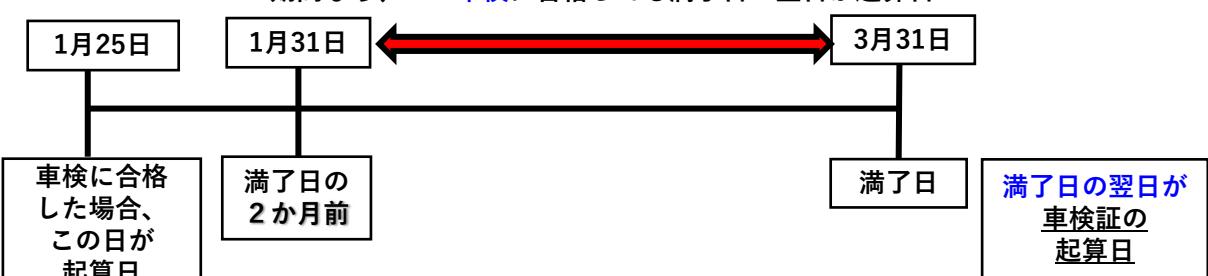
注意・R7年4月1日より、1か月が改正

（但し、自動車検査証の有効期間が満了する日の2か月前から当該期間が満了する日までの間に

継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする）

車検とは、自動車検査登録制度

この期間なら、いつ車検に合格しても満了日の翌日が起算日

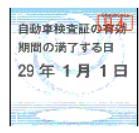


(自動車検査証の有効期間) 第六十一条の二

国土交通大臣は、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、自動車検査証の有効期間を、期間を定めて継続検査等の延期を告示することができる

■自動車検査証、検査標章、保安基準適合標章

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない



○検査標章

- 1.自動車検査証と一緒に交付され、保安基準に適合していることを表示するもの
- 2.自動車検査証の有効期間の（満了日）を表示するもの

※検査標章の有効期間は、自動車検査証の有効期間と同一



○保安基準適合標章

自動車検査証は車両に備え付けていなければ、運行の用に供してはならないが、指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示していれば、車検証を備え付けていなくても、当該自動車を運行の用に供してもよい。

☞ 重要！自動車検査証の取り扱い

- 車検証の内容に変更があった場合（構造等変更検査を含む）使用者は、その事由があった日から（15）日以内に自動車検査証に国土交通大臣の記入を受ける
- 自動車を滅失・解体・廃止した場合
使用者は、その事由があった日から（15）日以内に自動車検査証を国土交通大臣宛に返納しなければならない

7. 保安基準

☞ ポイント!! 「重量」による規制を覚える！

- 車両総重量・・・（8トン）以上
又は
- 最大積載量・・・（5トン）以上

上記自動車は、

- ・運行記録計を備えなければならない
- 平成26年12月1日より総重量7トン以上、積載量4トン以上の事業用貨物自動車にも装着義務付け
- ・速度抑制装置を備えなければならない
抑制速度は時速（90）Km/h
- ※どちらか一方の重量が超えれば適用



速度抑制
装置付

後部
反射機



■後部反射器と大型後部反射器、

両方を備えなければならない

車両総重量は・・・（7トン）以上

大型後部
反射機



7. 保安基準

■非常信号用具の条件（発炎筒など）

- ・**夜間**（**200**）mの距離から視認できること
- ・（**赤**）色の灯火であること

ポイントは視認距離と色!!



■停止表示器材の条件（三角停止版）

- ・昼と夜の視認距離が基準

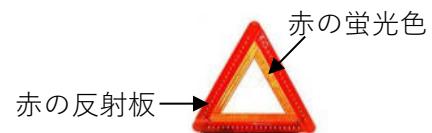
夜間（**200**）mの距離から走行用前照灯で照射した際、

反射光を確認できること

昼間（**200**）mの距離から、その蛍光を確認できること

⇒その色はどちらも（**赤**）色

※運行管理者指導義務



その他、保安基準

■自動車の長さ（12）m 幅（2.5）m 高さ（3.8）mまで

※高さ制限は、2004年の法改正により、「高さ指定道路」に限り、
(4.1)mまで規制が緩和された。



■窓ガラス ⇒ 側面ガラスの（可視光線）透過率は（70）%以上

■方向指示器 ⇒ 1分間に（60）回以上（120）回以下の一定の周期の点滅

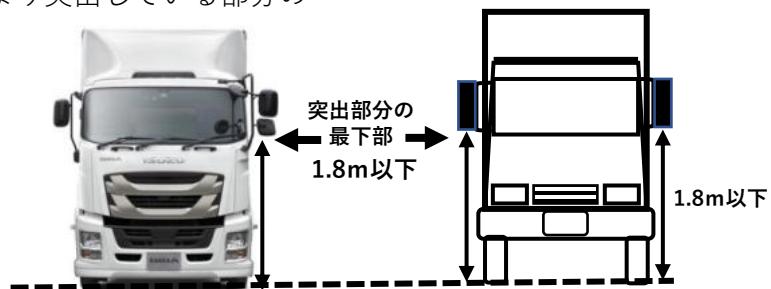
■後写鏡（バックミラー）

⇒取り付け部分付近の自動車の**最外側**より突出している部分の

最下部が地上（1.8）m以下のものは、

当該部分が**歩行者等**に接触した場合に

衝撃を（緩衝できる構造）であること



道路運送車両法関係

練習問題 1

自動車の検査等について次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示しているときは、自動車検査証を備え付けていなくても、運行の用に供することができる。
2. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証又は検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合には、その再交付を受けることができる。
4. 検査標章は、自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。

練習問題 2

道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、【 A 】、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
2. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、【 B 】ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備等に関する事項を処理させるため、車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、【 C 】を選任しなければならない。
4. 地方運輸局長は、自動車の使用者が道路運送車両法第54条（整備命令等）の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の【 D 】することができる。

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------|----------|
| A 1. 1日1回 | 2. 必要に応じて | C 1. 安全運転管理者 | 2. 整備管理者 |
| B 1. 3ヶ月 | 2. 6ヶ月 | D 1. 経路を制限 | 2. 使用を停止 |

練習問題 3

自動車の登録について次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、自動車の用途を廃止したときには、その事由があった日から15日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号票を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣の返納しなければならない。
4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

練習問題 4

自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の検査等についての次の記述のうち、

【正しいものを2つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示している場合であっても、自動車検査証を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
- 2、初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量8,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。
- 3、国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 4、自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

練習問題 5

道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、【誤っているものを1つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、自動車の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるものでなければならない。
- 2、貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。
- 3、自動車（法令に規定する自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。
- 4、自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、13メートル）、幅2.6メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

練習問題 6

自動車の登録等についての次の記述のうち、【誤っているものを1つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1、登録自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
- 2、臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納しなければならない。
- 3、登録自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
- 4、登録自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

道路交通法

◎出題範囲とポイント

☞出題数 5問（1問）（必須正答数）

※出題数が少ない上、分かっていると軽視している受験者が多い。しかし、免許センターでの学科試験と同等内容で、大半が正確が理解出来ていない。本来であれば免許取得者ならば知っていなければならぬ内容。

免許取得時の知識に加え、最近の事故傾向を踏まえ、過労運転や過積載に関する出題が多い。

過労運転に係る措置、過積載に係る措置内容も覚えること。

「道交法に関する振り返り」

ポイント!! 5問中の主な出題傾向

- 道路交通法の目的・用語の意義 (R6年、R 5.3、R4.8、H 29.3)
- 灯火及び合図の時期、方法 (R4.8、R 3.3、H 31.3、H 27.8)
- 駐車・停車（方法、禁止場所）(R6年、R 5.3、R 3.3、R 1.8、H 31.3、H 30.8)
- 乗車・積載の方法、過積載等 (R 3.3、H 31.3、H 30.3、H 29.3)
- 運転者の遵守事項・故障時の措置 (R6年、R 5.3、R4.8、R 1.8、H 30.8、H 29.8)
- 運転者及び使用者の義務 (R 3.3、R 2.8、H 30.8)
- 過労運転に係る使用者に対する指示 (H 30.8、H 28.8)
- 横断歩行者等の保護 (R6年、R 5.3) ○自動車の法定速度 (R4.8、R 3.3、H 31.3)
- 標識の意味 (R6年、R 5.3、R3.8) ○酒気帯び運転等 (R4.8、R4.2、R2.8)

1.道路交通法の目的

法令集・共通 P 2～P39

第1条（目的）

この法律は、道路における危険を（防止）し、その他交通の（安全）と（円滑）を図り、及び道路の交通に起因する障害の（防止）に資することを目的とする。

◎（穴埋め問題）

2.用語の意味（重要用語）

☞用語を確実に理解しないと厳しい！

運転免許保持者なら、既に知っているはず…

（用語とは、意味や解説、類語。使用される字句や言葉）

■歩道とは

歩行者の通行の用に供するため、縁石線もしくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分

■車道とは

車輛通行の用に供するため、縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分

■路側帯とは

歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設られていない道路又は歩道の設けられていない側の路側寄りに設けられた帶状の部分で、道路標示によって区画されたもの

■車両とは

（自動車）、（原動機付自転車）、（軽車両）、及びトロリーバスをいう

■自動車とは

原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障がい者用車いす並びに歩行補助車その他小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう

■道路標識とは

道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう

■道路標示とは

道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で路面に描かれた、道路鉄、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう

2.用語の意味（重要用語）

■駐車とは

車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により、継続的に停止すること
(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び、人の乗降のための停止を除く)
又は車両等が停止し、かつ、当該車両の運転をする者（以下「運転者」という）がその車両等を
離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう

■停車とは

車両等が停止することで駐車以外のものをいう

■徐行とは

車両等が直ちに停止できるような速度で進行することをいう

■進行妨害とは

車両等が、進行を継続し、または始めた場合において、危険を防止するため他の車両等が
その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、
又は始める事をいう

3.最高速度

■規制速度 … 標識・標示によって指定された最高速度

■法定速度 … 標識・標示によって最高速度が指定されていない場合の最高速度

一般道路における法定速度

自動車 (60) Km/h

原動機付自転車 (30) Km/h

※2種類の最高速度を理解しておく！高速の場合は道路、重量を覚える



規制速度 法定速度

■自動車専用道路における法定最高速度…時速 (60) km/h

■高速自動車国道の本線車道における法定最高速度…「車種による」

(※…標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない道路)

本線車道→走行車線及び追越車線

(加速車線、減速車線、登坂車線、路肩・路側帯は**本線ではない**)

自動車専用道路は
区～区・市～市などを結んでいる道路
・首都高・横浜新道・小田原厚木道路
高速自動車国道は
県～県などを結んでいる道路
・東名高速・中央高速・東北道

●大型貨物自動車・中型貨物自動車等

(車両総重量 8,000 kg以上又は最大積載量 5,000 kg以上

【時速90 km/h】

●トレーラー、大型特殊自動車、三輪の自動車

【時速80 km/h】

(けん引装置付きトレーラーをけん引する自動車含む)

※トレーラートラックは重量の制限なし



走行車線 追越車線

時速 (90) km/h

普通自動車及び上記以外の中型貨物車

時速 (100) km/h

最低速度 (重量関係なし)

時速 (50) Km/h

4.交差点における通行方法

■左折時

あらかじめ出来る限り道路の左側端に寄り、かつ出来る限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない

■右折時

あらかじめ出来る限り道路の中央に寄り、かつ交差点の中心の内側を徐行しなければならない

■進路前方の状況により、自分の車両が交差点内で停止、他の車両の通行の妨げになる場合

交差点内に入つてはならない

■交差点付近で緊急自動車が接近してきた場合

交差点を避け、道路の左側に寄つて一時停止

※一方通行の場合、左側に避けると妨げになる場合、右側へ寄つて一時停止

4. 交差点における通行方法

■ 交差点における他の車両との優先関係、通行方法

○ 信号機のない道幅が同じような交差点では左方優先

○ 信号機のない交差点において、交差道路が優先道路又は明らかに道幅が広い道路であるときは交差道路を通行する車両の進行妨害をしてはならない

○ 信号機のない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路又は明らかに道幅が広い道路であるときは徐行しなければならない

○ 信号機の有無に関係なく、すべての交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び、当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない ※環状交差点での通行方法も同様

※環状交差点



5. 合図の方法

■ 右左折の場合…30m手前

■ 進路変更…約3秒前 進路変更のほか ⇒ 車線変更・障害物の回避・左側端への停止時などが含まれる

6. 横断歩行者等の保護 R6年

①歩行者等がいないことが明らかなときはそのまま進むことができる

②歩行者等がいないことが明らかでないときは、横断歩道等手前（停止線）の手前で停止できるように速度を落として進まなければならぬ

③横断歩道を歩行者等が横断しているとき、または横断しようとしているとき

⇒ 横断歩道等（停止線）の手前で「一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げてはならない」

④横断歩道等と、その手前に停止している車があるとき

⇒ その側方を通過して、前方に出る前に一時停止しなければならぬ

7. 歩行者等のそばを通るとき

■ 歩行者等のそばを通るとき

歩行車との間に安全な間隔をあける（原則）。あけることができない場合、徐行しなければならない

■ こどもや体の不自由な人が通行しているとき

一時停止か徐行して、その通行又は、歩行を妨げてはならない

※例：一人歩きのこども、高齢者、車いす、白・黄のつえを持った人、盲導犬をついた人

■ 安全地帯のそばを通るとき

歩行者がいる安全地帯のそばを通るときは徐行しなければならない

■ 停止中の通学通園バスのそばを通るとき

児童・園児が乗り降りするために停止している場合、徐行して安全を確かめる

※その他、徐行すべき場所

標識・標示、見通しのきかない交差点、曲り角付近、登坂の頂上付近、勾配の急な下り坂

8. 駐停車を禁止する場所

ポイント！ 駐停車も停車も、範囲（どこからどこまで）を覚える！

- ・ 駐停車禁止の標識、軌道敷内
- ・ 坂の頂上付近、勾配の急な坂上りも下りも
- ・ トンネル（車両通行帯があってもなくても）
- ・ 交差点とその端から、道路の曲がり角から（5）m以内の場所
- ・ 横断歩道、自転車横断帯とその前後（5）m以内の場所
- ・ 踏切とその前後、安全地帯の左側とその前後、バス・路面電車の停留所の標示柱から（10）m以内の場所



(数字は、駐停車を禁止する時間を示す)

9.駐車を禁止する場所

- ・火災報知器から（**1**）m以内
- ・駐車場、車庫などの自動車専用の出入り口から（**3**）m以内
- ・道路工事区域の端から（**5**）m以内
- ・消防用設備（器具置き場、防火水槽、消火栓、指定消防水利の標識の位置から（**5**）m以内



(数字は、駐停車を禁止する時間を示す)



●駐車と停車の方法 重要！

- ・路側帯のある道路では、車道の左端に沿う
- ・路側帯の幅が（**0.75**）mを超える場合は路側帯に入り、車の左側に（**0.75**）m以上の余地をあける ※歩行車、車いすの通行スペース確保！
- ・駐車した場合、車の右側の道路上に（**3.5**）m以上の余地がなくなる場所では駐車してはならない ⇒ 無余地駐車の禁止

10.追越しを禁止する場所（軽車両を除く）

軽車両を除く…ということは自動車・原動機付自転車のこと！・追越し禁止の標識

- ・道路の曲り角付近
- ・上り坂の頂上付近、勾配の急な下り坂
- ・トンネル（車両通行帯がある場合を除く）
- ・交差点とその手前から、道路の曲がり角から（**30**）m以内の場所
- ・踏切・横断歩道、自転車横断帯とその手前（**30**）m以内の場所



補助標識がある場合、
追越し禁止となる



※注意
右側部分にはみ出して
追越しを禁止する標識



※注意
右側部分にはみ出して
追越しを禁止する標識

11.積載の制限 重要・R4年5月13日 法改正施行

R4年3月CBT

積載物大きさ制限

- 長さ ⇒ 自動車の長さ+長さの（**10分の2**）を加えた長さ
- 幅 ⇒ 自動車の幅+幅の（**10分の2**）を加えた幅
- 高さ ⇒ 地上から（**3.8**）m以下（軽四及び三輪自動車は2.5メートル）

※高さ制限は、2004年の法改正により
「高さ指定道路」に限り、**4.1** mまで規制が緩和された。

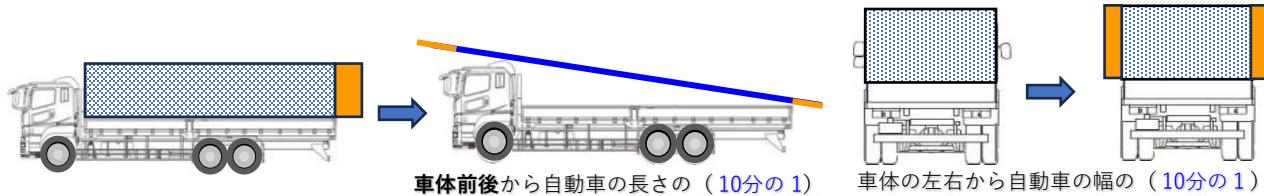
積載の方法の制限（はみ出し）

- 長さ ⇒ 自動車の車体前後から自動車の長さの（**10分の1**）の長さを超えない
- 幅（左右） ⇒ 自動車の車体の左右から自動車の幅の（**10分の1**）の幅を超えない

↑上記制限を超える場合、出発地の警察署長の許可を受ける

道路交通法では

貨物の長さ又は幅が制限を超えるものは、貨物の見やすい箇所に、
昼間は**0.3メートル平方以上**の（赤色の布）、夜間は（赤色の灯火）又は（反射器）をつけること。



12.過積載車両に係る措置 重要！ 3人の登場人物と、過積載防止の行動を整理して覚える！

■警察官による措置

過積載をしている自動車の（運転者）に対し、過積載とならないようにするため、必要な**応急の措置**をとることを（命ずる）ことができる

■公安委員会による指示

警察官が、運転者に必要な応急措置の命令をした場合において、車両の使用者が、過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、使用者に対し、運転者に運転させる前に積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言すること等必要な措置をとることを（指示）することができる

※公安委員会による使用者に対する指示は、過積載のほかに、（過労）運転、（速度）違反に対しても行われる

12.過積載車両に係る措置 重要！ 3人の登場人物と、過積載防止の行動を整理して覚える！

■警察署長による措置

●使用者等以外のもの（**荷主**）等が禁止されていること

①運転者に対し、過積載車両の運転を要求すること

②運転者に対し、過積載になることが分かっているながら荷物を引き渡すこと

守らないと・・・



荷主が反復して運転者に

上記①又は②の違反行為を行う恐れがあると認めるときは、**その荷主に対し上記2つの違反行為をしてはならない旨を（命ずる）**ことができる

13.その他の通行方法

■車両通行帯

車両が道路の定められた部分を通行するために、白線などの道路標示によって示されている帶状の部分。車線やレーンとも言う

○二つの車両通行帯のある道路

(**車は**)、同一方向に**二つの車両通行帯があるとき**⇒原則（左側の車両通行帯）を通行しなければならない。右側の車両通行帯は、追い越しや右折などのためにあけておく。

○三つ以上の車両通行帯のある道路

(**自働車は**)、同一方向に**三つ以上の車両通行帯**があるときは、**最も右側**の車両通行帯は追越しや右折などのためにあけておき、それ以外の車両通行帯を通行することができる。

この場合、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行する。

■歩道または路側帯を横断（横切る）するとき

車は、道路に面した場所に出入りするため、歩道や路側帯を横切るときは、その直前で一時停止するとともに歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

※歩行者がいないときでも、歩道などに入る直前で必ず一時停止しなければなりません。

■踏切通過

踏切を通過するときは、踏切の手前で一時停止をしなければならない。

- 停止線がある場合には、停止線の直前で停止する。
- 停止線がない場合には、踏切の直前で停止する。
- 信号機が設置されている踏切では、青信号に従って通過（進行）することができる（踏切の直前での一時停止は不要となる）

ただし、踏切内に入る前の安全確認は、確実に行わなければならない。



道路交通法「酒気帯び運転等の禁止」 ◎R2年8月穴埋めで出題

第65条 第1項

何人も、酒気を帯びて**車両等を運転してはならない。**

第65条 第2項

何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、**（車両等を提供）**してはならない。

第65条 第3項

何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

第65条 第4項

この項、第117条の2の2第6号及び第117条の3の2第3号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運送して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第1項の規定に違反して運転する**（車両に同乗）**してはならない。

「酒気帯び運転」は、呼気1リットル中のアルコール濃度が**(0.15mg)**以上、または血液1ミリリットル中に**(0.3mg以上)**のアルコール濃度を身体に保有する状態。**5年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

練習問題 1

道路交通法に定める停車及び駐車を禁止する場合についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（①～③）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、各選択肢は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合には当たらないものとする。また、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから【 A 】以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、横断歩道又は自動車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に【 B 】以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
3. 車両は、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に【 C 】以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
4. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に【 D 】以内の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。

① 3メートル

② 5メートル

③ 10メートル

練習問題 2

道路交通法に定める次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、道路外の施設又は場所に出入りするためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、徐行しなければならない。
2. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量8,500キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）における最低速度は、時速50キロメートルである。
3. 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。
4. 下の道路標識は、「車両は、8時から20時までの間は停車してはならない。」ことを示している。



「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」に定める
様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

練習問題 3

道路交通法に定める自動車の法定速度に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（①～⑤）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

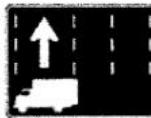
1. 自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路上においては、【 A 】である。
2. 自動車の最低速度は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、【 B 】である。
3. 貸切バス（乗車定員47名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、【 C 】である。
4. トラック（車両総重量12,000キログラム、最大積載量8,000キログラムであって乗車定員3名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、【 D 】である。

① 時速40キロメートル ② 時速50キロメートル ③ 時速60キロメートル
④ 時速90キロメートル ⑤ 時速100キロメートル

練習問題 4

次に掲げる標識に関する次の記述のうち、【誤っているものを1つ】選びなさい。

1. 大型貨物自動車、特定貨物自動車及び大型特殊自動車は、最も左側の通行帯を通行しなければならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。

2. 車両は、指定された以外の方向に進行してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

3. 車両は、黄色又は赤色の灯火の信号にかかわらず左折することができる。



道路交通法施行規則 別記様式第1

矢印及び枠の色彩は青色、地の色彩は白色とする

4. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、8時から20時までの間は駐停車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

練習問題 5

道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、【正しいものを2つ】選びなさい。

なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域を除き、法令の規定により駐車する場合に当該車両に右側の道路上に5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。
4. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

練習問題 6

道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、Cに入るべく字句として

【いずれか正しいものを1つ】選びなさい

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両の運転を停止して、 A し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における B 及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに C を報告しなければならない。

- A ① 事故状況を確認 ② 負傷者を救護
B ① 死傷者の数 ② 事故車両の数
C ① 当該交通事故について講じた措置 ② 運転者の健康状態

労働基準法関係

◎出題範囲とポイント 出題数 6問（1問）（必須正答数）

概ね2問文章問題、2問計算問題。図や計算等で1問の密度が高い = 時間がかかる

傾向的には ⇒ 「労働基準法（労働衛生法も含む）」**2問** 「改善基準」**2問** 「下図、下表の図と計算」**2問**

※運転者の労働時間等の**改善基準のポイント**を確実に把握する。

労働基準法は労働時間に関する内容が出題される。実務上、運転者を管理する上での必要な知識を試され、1日の拘束時間、運転時間、休息期間等、細かく決められている。

それぞれの「時間」を確実に把握すること。

また、労働基準法の法律の条文の文面がそのまま問題として出題されるので、労働基準法の条文を暗記することも求められる。「労働条件」「賃金」「解雇」「休日」「妊娠婦」「就業規則」

「健康診断」等、まんべんなく出題されており、この項目が突出しているということは無いので、幅広く勉強する必要がある。

ポイント!! 主な出題傾向（労働基準法）

○労働契約・解雇・賃金（R6年、R5.3、R4.8、R1.8、H31.3、H29.3）

○労働時間及び休日・有給休暇（R6年、R5.3、R4.8、R3.3、R1.8、H30.3、H29.3）

○業務上の負傷、産前産後（R6年、R5.3、H31.3、）○就業規則（H30.8、H28.3）

○平均賃金（H29.8、H28.3、H27.3、H26.8）○契約期間（H30.8、H27.8、H27.3）

ポイント!! 主な出題傾向（改善基準） ※（改善基準は、実務上の知識の問題に出題される）

○拘束時間（R6年、R5.3、R4.8、R3.3、H30.3、H29.3）○改善基準の目的（R2.8、H31.3、H29.8）

○拘束時間と運転時間（R2.8、H31.3、H29.3）○運転時間と休憩時間（R4.8、R4.2）

○拘束時間及び休息時間の特例（R4.8、R2.8、R1.8、H30.8、H29.8）

○一週間における拘束時間（R6年、R5.3、R4.8、R3.3、H31.3、H30.3）

○一ヶ月勤務の拘束時間（R4.8、R3.8）

「自動運転者の労働時間等の改善のための基準」定める目的 ◎（穴埋め問題）

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という）第9条に規定する労働者であって、（四輪以上の自動車）の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く）に主として従事する者をいう。以下同じ）の労働時間の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の（労働時間）等の（労働条件の向上）を図ることを目的とする。」
2. (労働関係の当事者) は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、（その向上）に努めなければならない。
3. 使用者は、（季節的繁忙期）その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時の（労働時間を延長し）、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするよう努めるものとする。

1.総則

■労働条件の原則 例文

- ・この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない

※誤り問題文

労働基準法に定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない → ×

1.総則

■労働条件の決定

- 労働条件は、労働者と使用者が対等な立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々の義務を履行しなければならない

※誤り問題文

労働条件は、「労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々「その義務を履行するよう努めなければならない →×

■均等待遇

- 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間、その他の労働条件について差別的取り扱いをしてはならない

※誤り問題文

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間、その他の労働条件について差別的取り扱いをしないように努めなければならない →×

■男女同一賃金の原則

- 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取り扱いをしてはならない

※誤り問題文

労働条件は、「労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々「その義務を履行するように努めなければならない →×

■平均賃金

- 平均賃金とは、算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう

※誤り問題文

平均賃金とは、算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総労働日数で除した金額をいう →×

2.労働契約

■労働契約とは

- 会社側（使用者）と労働者が交わす、個人ごとの労働条件を明示したもの。
※この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については（無効とする）労働者は明示された労働条件が事実と違う場合、即時に労働契約を解除できる。

※契約期間は基本3年

- 期間の定めのないものを除く
- 高度な専門知識を持つ者及び満60歳以上の高齢者は5年

■解雇（客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となる）

- 解雇する場合、少なくとも30日前に予告をしなければならない。
※怠った場合→30日分以上の平均賃金を支払う。（天災や、労働者の責を除く）
但し、平均賃金を支払えば、その予告日数を短縮することができる。

○解雇制限

- 業務上の負傷や疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後30日間
- 産前産後の女性が休業する期間及びその後30日間 ポイント！ この期間は、解雇できない！！

★死亡、退職した場合の金品の返還期限 = 7日以内に返還する。

(在籍時の賃金、積立金、貯蓄金等…)
※権利者の請求があった場合において

※記録の保存(労働基準法第109条)

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない

3.労働時間・休日・休憩時間

■労働時間

- 休憩時間を除き1週間に~~40時間~~を超えてはならない。また、1週間の各日については、休憩時間を除き1日につき~~8時間~~を超えてはならない。

■休日

- 毎週少なくとも1回または4週を通じ4日以上の休日を与えなければならない。

※労働組合（労働組合が無い場合、労働者の過半数を代表する者）との書面による協定（労使協定）が有り、これを行政官庁に届け出た場合は、労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。ただし、法令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。ただし、運転者の休日労働は2週間に1回まで！

■休憩時間

- 労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければならない。

4.年次有給休暇

■年次有給休暇

- 雇い入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、継続し、又は分割した10労働日の年次有給休暇を与える。

5.妊娠婦・年少者の就業制限

■妊娠婦

- 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合、就業させなければならない。

- 産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。

例外：産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。

○育児時間

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほか、1日2回、各々少なくとも30分その生児を育てるための時間を請求することができる。

■年少者

- 満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない
但し、交替制によって使用する満16才以上の男性については、この限りではない。

→深夜労働、時間外、休日労働は原則禁止。※例外：災害時等

6.就業規則

■就業規則とは

- 労働者職場で働く際のルールを明示したもの
- 當時10人以上の労働者を使用している場合に作成し、行政官庁に届け出る。

※記載しなければならない事項

- 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（時間、休み）
 - 賃金（賞与等、臨時のものを除く）
 - 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- 上記以外（退職手当、臨時の賃金、安全及び衛生等）は定めをする場合において記載する

■就業規則を作成、変更する場合

労働組合（組合がない場合は過半数の代表者）と協議し、
「意見」を聴かなければならない→○（同意を得なければならない→×）

7.その他

■労働基準法第26条（休業手当）

使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、使用者は、その休業期間中、平均賃金の60%以上の休業手当を労働者に支払わなければならない。（100分の60以上）（100分の80以上）×

■労働基準法第37条（割増）

使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。（3割以上6割以下）×

労働基準法関係

練習問題 1

労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。
- 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間にについて40時間を超えて、労働させてはならない。
また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
- 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年を超える期間について締結してはならない。

練習問題 2

労働基準法に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。
- 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも30分、8時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えるなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の休日を与える使用者については適用しない。
- 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

労働基準法関係

改善基準 1

◎改善基準のポイント 事業用自動車の運転者のみに適用される特別ルールが改善基準。

非常に重要で試験攻略のカギを握る！ それぞれの「時間」を確実に把握すること。

1日の拘束時間、休息期間、平均運転時間、連続運転時間、隔日勤務、フェリー乗船、

2人乗務等の時間を正確に覚えること！

たとえ、計算の仕方がわかっていても、時間が覚えられていなければ計算が出来ない！

また、労使協定がある場合についても時間を把握しておくこと。

ポイント☞ 時間や回数での注意

以上 ⇒ その数字を含む

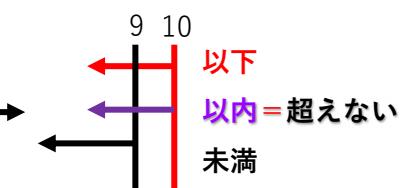
超える ⇒ その数字を含まない

以下 ⇒ その数字を含む

未満 ⇒ その数字を含まない

以内 = 超えない

その数字を含む



7.自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準)

☞ポイント「拘束時間」「労使協定」「1年間の拘束時間」を基本として覚えておく

■ 運転者の拘束時間

- ・原則…1ヶ月の拘束時間は（**284**）時間を超えない！
- ・原則…1年間の拘束時間は（**3,300**）時間を超えない！
- 労使協定がある場合（毎月の拘束時間の限度に関する協定）
 - ・1年間の拘束時間の合計は（**3,400**）時間を超えない
 - ・月間で（**310**）時間以内を、1年のうち（**6**）回までとする。

1 ※…労使協定が締結している場合でも下記を満たす必要がある

- ① 月間で（**284**）時間を超える回数は、（**連続3カ月**）まで
- ② 1カ月の時間外・休日労働時間数が**100時間未満**となるように努める

問題 1

下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1年間における各月の拘束時間の例を示したものである。このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選べ。ただし、1ヶ月についての拘束時間の延長に関する労使協定があるものとする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
1 拘束時間	286 時間	273 時間	290 時間	245 時間	272 時間	284 時間	312 時間	292 時間	300 時間	264 時間	250 時間	310 時間	3.378 時間
2 拘束時間	268 時間	290 時間	280 時間	215 時間	301 時間	295 時間	310 時間	273 時間	310 時間	265 時間	294 時間	290 時間	3.391 時間
3 拘束時間	264 時間	272 時間	301 時間	286 時間	255 時間	275 時間	292 時間	281 時間	305 時間	276 時間	293 時間	310 時間	3.410 時間
4 拘束時間	286 時間	290 時間	238 時間	290 時間	249 時間	272 時間	281 時間	284 時間	310 時間	295 時間	280 時間	310 時間	3.385 時間

問題 2

下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1年間における各月の拘束時間の例を示したものである。このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選べ。ただし、「1ヶ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
1 拘束時間	249 時間	280 時間	295 時間	275 時間	300 時間	285 時間	280 時間	259 時間	313 時間	295 時間	275 時間	293 時間	3.399 時間
2 拘束時間	286 時間	270 時間	290 時間	284 時間	302 時間	295 時間	283 時間	289 時間	275 時間	291 時間	300 時間	231 時間	3.396 時間
3 拘束時間	283 時間	269 時間	293 時間	284 時間	310 時間	284 時間	270 時間	255 時間	301 時間	273 時間	294 時間	293 時間	3.409 時間
4 拘束時間	284 時間	284 時間	273 時間	295 時間	309 時間	275 時間	247 時間	269 時間	310 時間	294 時間	270 時間	290 時間	3.400 時間

☞ポイント 1.「1年間の拘束時間」2.「1ヶ月の拘束時間」回数と上限

7.自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準)

■ 1日の拘束時間 「拘束時間の始業から24時間、時間・超える回数」を基本として覚えておく

- ・ 基本は13時間を超えない

→超えたと（延長）しても…

（始業）時刻から起算して、（24）時間の中で、最大（15）時間まで延長可能

- ・ 1日についての拘束時間が、（14）時間を超える回数は

1週間につき（2）回まで。※…連続することは望ましくない。

※…宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、1日の拘束時間を（16）時間まで延長可。

1週間につき（2）回にまで。

■ 休息期間（職場を離れ、業務を全くしない時間＝生活時間）

- ・ 勤務終了後、継続（11）時間以上を与えることを基本として、（9）時間を下回らないらしいこと

（退勤してから次に出勤するまで）

- ・ 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努める

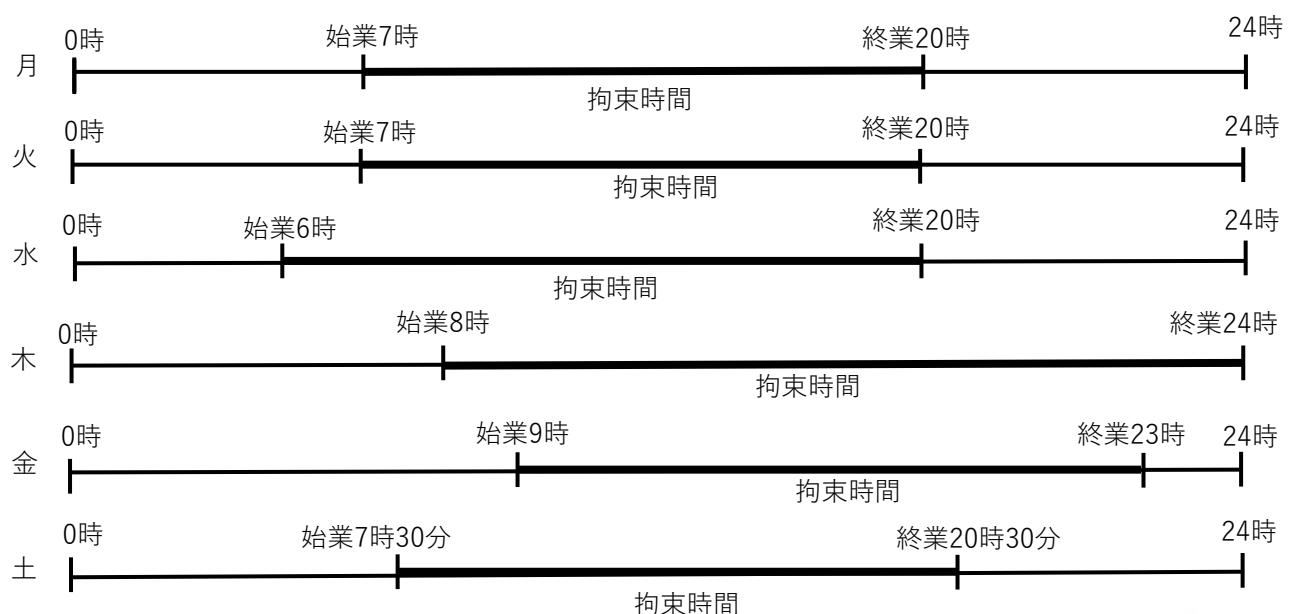
【例外】

宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、継続8時間以上（週2回まで）休息期間のいずれかが

9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

問題

下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める最大拘束時間に違反しているのは何曜日と何曜日か。また、休息期間に違反しているのは何曜日か。ただし、日曜日は休日とする



☞ポイント 1.「拘束時間と休息期間」2.「始業開始時刻」

しっかり覚えること！！

1. 1日についての最大拘束時間

2. 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間

3. 1日を起算日とし、2週間を平均した1週間当たりの運転時間

4. 1日についての拘束時間が15時間を超える1週間の回数



■最大運転時間

- ・(2)日を平均して、1日(9)時間まで (2日で計18時間)
両方とも(9)時間を超えたら違反となる
- ・(2)週間を平均して、1週間で(44)時間までまで (2週間で計88時間)

1.	特定日の前日	$10+10 \div 2$ $=10\text{時間}$	特定日	$10+8 \div 2$ $=9\text{時間}$	特定日の翌日	
	運転時間 10時間		運転時間 10時間		運転時間 8時間	
2.	特定日の前日	$8+11 \div 2$ $= ()$	特定日	$11+10 \div 2$ $= ()$	特定日の翌日	
	運転時間 8時間		運転時間 11時間		運転時間 10時間	
3.	特定日の前日	$11+9 \div 2$ $= ()$	特定日	$10+8 \div 2$ $= ()$	特定日の翌日	
	運転時間 11時間		運転時間 9時間		運転時間 8時間	
4.	特定日の前日	$10+9 \div 2$ $= ()$	特定日	$9+9 \div 2$ $= ()$	特定日の翌日	
	運転時間 10時間		運転時間 9時間		運転時間 9時間	

問題 下図の、運転時間の例において、すべての日を特定日とした場合、次のうち2日を平均して1日当たりの運転時間及び2週間を平均した1週間当たりの運転時間共に、改善基準に違反していないものを1つ選びなさい

第1週															第2週		
1.		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	2週間計	
運転時間等 (時間)	休日	8	7	5	8	11	8	休日	8	10	4	5	6	4	休日	84時間	
2.		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	2週間計	
運転時間等 (時間)	休日	4	8	8	8	4	3	休日	9	10	9	5	5	5	休日	78時間	
第1週															第2週		
3.		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	2週間計	
運転時間等 (時間)	休日	6	6	9	9	9	5	休日	4	5	5	10	9	9	休日	86時間	
第1週															第2週		
4.		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	2週間計	
運転時間等 (時間)	休日	9	10	8	6	6	7	休日	7	6	8	10	8	5	休日	90時間	

■連続運転時間の中止方法 ポイント 休憩時間を先に見る！30分の休憩で何時間運転しているか？

・連続運転時間は（ 4 ）時間を超えない

→（ 4 ）時間運転したら、（ 30 ）分以上の運転中断時間をとらなければ…

次の運転は出来ない

・運転中断時間を分割してとる場合は、1回（ 10 ）分以上で合計（ 30 ）分以上の運転中断時間を、連続運転時間が4時間を超える前にとること。

但し、1回の中止が10分未満の場合は、3回以上連続できない

※（運転中断とは、原則「休憩」でなければならない）

「荷物の積み下ろし」を行っても改善基準の違反にはならない

1.	運転時間 4時間15分		休憩時間 30分		運転時間 3時間		
2.	運転時間 1時間	休憩時間 10分	運転時間 1時間30分	休憩時間 10分	運転時間 2時間	休憩時間 10分	運転時間 50分
3.	運転時間 2時間40分		休憩時間 20分		運転時間 1時間10分	休憩時間 10分	運転時間 50分
4.	運転時間 1時間10分	休憩時間 5分	運転時間 1時間40分	休憩時間 5分	運転時間 1時間	休憩時間 20分	運転時間 50分

予期し得ない事象への対応時間の取扱い

・災害や事故等により運行が遅延した場合、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、

連続運転時間から、その対応時間を除くことができる。

・勤務終了後、通常どおりの休息期間を与えることが必要。

※ 1ヶ月の拘束時間から対応時間を除くことはできない。

※予期せぬ～

- ・故障
- ・フェリーの欠航
- ・火災や事故で道路の閉鎖
- ・異常気象 等

下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の3日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める拘束時間及び連続運転時間に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。る事項以外は考慮しないものとする。

始業時刻 06：30

終業時刻 18：40

1 日 目	乗務前 点呼	運転	休憩	運転	荷積 み	運転	休憩	荷下 ろし	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務後 点呼
	20分 営業所	2時間	15分	1時間	20分	1時間 30分	1時間	20分	2時間 30分	10分	1時間	15分	1時間	30分 営業所

始業時刻 05：00

終業時刻 17：05

2 日 目	乗務前 点呼	運転	荷積 み	運転	休憩	運転	休憩	荷下 ろし	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務後 点呼
	20分 営業所	1時間	20分	1時間	15分	1時間 30分	20分	1時間	1時間	30分	3時間	10分	1時間 10分	30分 営業所

始業時刻 05：30

終業時刻 17：50

3 日 目	乗務前 点呼	荷積 み	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務後 点呼
	20分 営業所	20分	2時間	15分	2時間	15分	1時間 30分	15分	1時間	20分	1時間 20分	15分	2時間	30分 営業所

1. 各日の拘束時間は、1日目は12時間10分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
2. 各日の拘束時間は、1日目は13時間40分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
3. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び3日目であり、2日目は違反していない。
4. 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び2日目であり、3日目は違反していない。

6. (参考) 改善基準の特例

改善基準 2

■休息期間分割の特例

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上とする。

①分割休息期間を与える回数は、2週間～4週間の全勤務回数の2分の1の回数まで。

②分割した場合、休息時間の長さは、1日1回あたり継続4時間以上で、合計10時間

以上与える。与える時間は、拘束時間の途中と拘束時間の経過直後。

(注意すべき点として、4時間未満は休憩時間となり、拘束時間に含まれてしまう事。また、その休息期間が分割したものなのか、通常の休息時間なのかは区別する必要がある。一緒にカウントすることはできない)

■休息期間分割の特例

業務の必要上、勤務の終了後継続した9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（1ヶ月程度）における。

全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、2分割又は3分割とする。

※1日において

① 2分割の場合は、合計10時間以上の休息期間が必要。

② 3分割の場合は、合計12時間以上の休息期間が必要。

③ 休息期間が3分割する日が連続しないように努める

■2人乗務の特例

運転者が同時に1台の自動車に2人乗務する場合（ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る）においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間も4時間まで短縮することができる。

車両内ベッドの設備が次に該当するもの

クッション材等で路面からの衝撃を緩和されるもの長さ198cm以上、幅80cm以上の連続した平面のもの。

勤務終了後、継続11時間以上休息期間を与える場合は拘束時間を24時間まで延長可

この場合、8時間以上の仮眠時間を与える場合は拘束時間を28時間まで延長可

キャビン（車内）にベッドがあるトラックのみ！



「かくじつ」

■隔日勤務の特例 (1日起きの勤務)

業務の必要上、やむを得ず運転者を隔日勤務に就かせる場合は、2暦日における拘束時間は

21時間を超えてはならない。→『2暦日は「終業時刻が24:00を超える場合」、「日を跨ぐ勤務」』

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間で3回を限度に、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可。

この場合でも、2週間における総拘束時間は126時間を超えることはできない。

また、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。

隔日勤務とは、(1日おきの勤務)

①2暦日の拘束時間は21時間まで

②休息期間の長さは、勤務終了後継続20時間以上与えてから次の勤務をさせること。

例：1日のAM8時から勤務を開始した場合、2日のAM5時まで勤務可能。

ただし、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合は、2日のAM8時（24時間後）まで勤務可。

その回数も2週間の中で3回まで！2週間の全拘束時間は126時間までに収めなければならない。

■ フェリーに乗船する場合の特例

運転者が勤務の途中でフェリーに乗船する場合

- ① フェリー乗船時間については、原則として休息期間として取り扱う。
フェリー乗船中の休息期間は、減じることができる。
フェリー乗船時間が8時間を超える場合は、フェリーダー下船時刻から次の勤務が開始できる
2人乗務の場合は4時間、隔日勤務の場合は20時間乗船すれば下船後すぐに運転できる。
- ② 減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリーダー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。
例えば、1人乗務でフェリーに乗り、4時間乗船した場合、その4時間はすべて休息期間になる。
8時間の休息期間から4時間のフェリー乗船時間を引くので、あとの4時間の休息期間を下船後にとらなければならない。
下船後（減算後）の休息期間は、フェリーを下船してから勤務終了までの「拘束時間」の2分の1を下回ることはできない。
フェリーダー下船後から勤務終了後まで拘束できる時間は、最高8時間までとなる。

原則：フェリーの乗船時間は、休息時間として取扱う



下船から業務終了までの拘束時間Bの1/2を下回ないこと。

この場合：下船後の拘束時間B（13時間）×1/2=6.5時間 （13時間÷2=6.5時間）

休憩期間 B は減算後の休息期間のため、最低6.5時間以上必要となる。

下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(1人乗務で隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の5日間の勤務状況の例を示したものであるが、次の1~4の拘束時間のうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における1日についての拘束時間として、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1 日 目	0:00	5:00	9:00	13:00	19:00	24:00
	始業		← (フェリー乗船) →		終業	
2 日 目	0:00	6:00			18:00	24:00
	始業				終業	
3 日 目	0:00	4:00	8:00	12:00	19:00	24:00
	始業		← (フェリー乗船) →		終業	
4 日 目	0:00	6:00			18:00	24:00
	始業				終業	
5 日 目	0:00	5:00			18:00	24:00
	始業				終業	

1. 1日目：14時間 2日目：12時間 3日目：15時間 4日目：12時間
2. 1日目：10時間 2日目：12時間 3日目：11時間 4日目：12時間
3. 1日目：10時間 2日目：14時間 3日目：11時間 4日目：13時間
4. 1日目：14時間 2日目：14時間 3日目：15時間 4日目：13時間

下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の1～4の中から違反している事項をすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があるものとする。

(起算日) (注1) 2週間の起算日は1日とする。
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

第1週		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週の合計時間	
	各日の運行時間	7	6	8	6	7	9	休日	43	
	各日の拘束時間	12	10	12	10	12	13		69	
第2週		8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	週の合計時間	
	各日の運行時間	9	10	9	5	7	5	休日	45	
	各日の拘束時間	13	15	13	9	11	9		70	
第3週		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週の合計時間	
	各日の運行時間	9	5	10	6	9	5	休日	44	
	各日の拘束時間	14	9	15	10	14	9		71	
第4週		22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	週の合計時間	
	各日の運行時間	6	7	5	9	9	8	休日	44	
	各日の拘束時間	10	10	9	15	14	13		71	
第5週		29日	30日	31日	週の合計時間	1ヶ月（第1週～第5週）の合計				
	各日の運行時間	8	7	8	23	199				
	各日の拘束時間	12	11	12	35	319				

1. 1日についての最大拘束時間
2. 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
3. 1日を起算日とし、2週間を平均した1週間当たりの運転時間
4. 1日についての拘束時間が15時間を超える1週間の回数

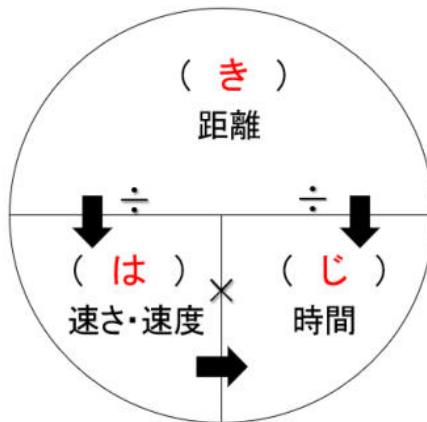
1. 1日についての最大拘束時間
 () まで延長可能
2. 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
 2日を平均して、1日()時間まで【10以上の数字を探す】
3. 1日を起算日とし、2週間を平均した1週間当たりの運転時間
 2週間平均で、1週間()時間まで(2週間で計()時間)
4. 4. 1日についての拘束時間が14時間を超える1週間の回数
 1日についての拘束時間()時間を超える回数は1週間()回まで

速度と距離と時間の関係

$$\text{速度} = (\text{距離}) \div (\text{時間})$$

$$\text{時間} = (\text{距離}) \div (\text{速度})$$

$$\text{距離} = (\text{速度}) \times (\text{時間})$$



速度と停止距離 ①

$$\text{停止距離} = (\text{空走}) \text{ 距離} + (\text{制動}) \text{ 距離}$$

空走距離とは…

運転者が危険を感じてから、ブレーキをかけ、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離 = 反応時間（約1秒）

制動距離とは…

ブレーキが効き始めてから完全停止するまでに車が走る距離

停止距離とは…上記、**空走距離**、**制動距離**を合わせたものが停止距離

（※**空走距離**は**速度に比例**し、**制動距離**は**速度の2乗に比例**する）

速度と停止距離 ②

問題 自動車が時速80キロメートル毎時で走行中、急ブレーキをかけ停止した場合の停止距離について次のうち正しいものはどれか

この場合、

- ①当該自動車の時速80kmにおける制動距離は54m
- ②空走距離は空走時間を1秒とする。

ただし、小数点が出る場合、小数点第2位を四捨五入するものとする

1. 72.2m
2. 74.6m
3. 76.2m
4. 77.8m

速度と走行距離

問題 80キロメートル毎時で走行中の自動車の3秒間の走行距離について、次のうち正しいものはどれか

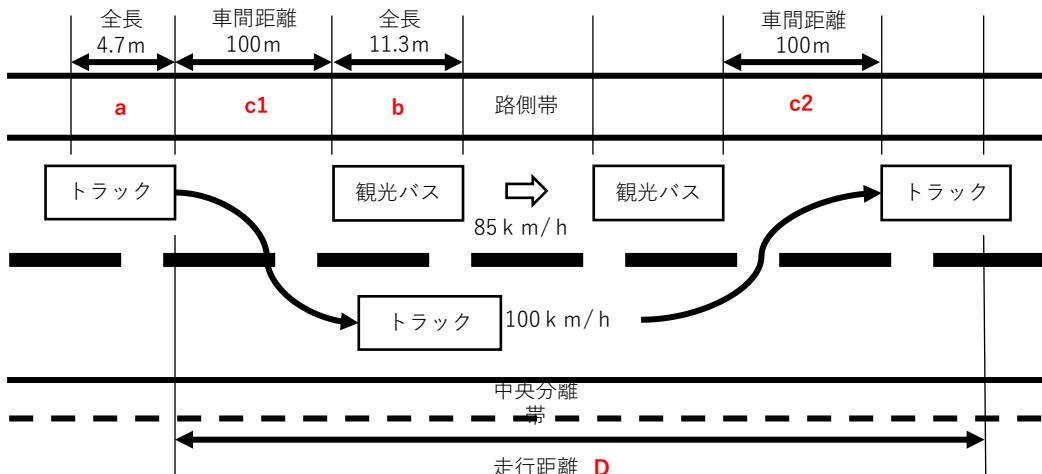
1. 約14メートル
2. 約22メートル
3. 約47メートル
4. 約67メートル

追い越しに必要な距離

問題 下図のように、高速道路を時速85キロメートルで走行中、全長11.3メートルの観光バスの後方を走行中の全長4.7メートルのトラックが、前車観光バスとの車間距離100メートルの地点から、時速100キロメートルで当該観光バスを追い越し、100メートル前方に達するまでの走行距離について、次のうち正しいものはどれか

1. 1,340メートル
2. 1,390メートル
3. 1,440メートル
4. 1,500メートル

追い越しに必要な距離



$$\frac{\{(100m + 11.3m) + (100m + 4.7m)\} \times 100\text{Km}/h}{(100\text{Km}/h - 85\text{Km}/h)}$$

(100km/h - 85km/h)
トラックの速度 - 観光バスの速度

$$\frac{(111.3m + 104.7m) \times 100\text{Km}/h}{15\text{Km}/h}$$

$$\frac{216m \times 100\text{Km}/h}{15\text{Km}/h}$$

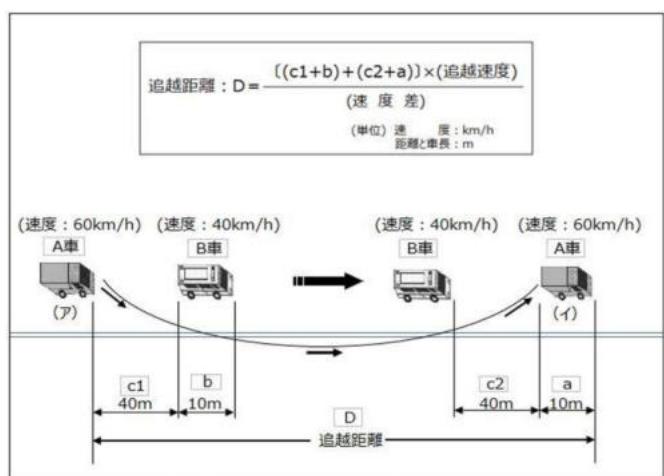
$$21600 \div 15 = 1,440\text{m}$$

D=1,440m

R6年問題

自動車の追越しに関する次の1~2の記述について、解答しなさい。なお、この場合の「追越し」とは、A車が前走するB車の後方40メートル(ア)の位置から始まり、B車を追い越してB車との車間距離が40メートル(イ)の位置に達するまでのすべての行程をいう。

1. 一般道を車両の長さ10メートルのA車が時速60キロメートルで走行中、上図のとおり、時速40キロメートルで前方を走行中の車両の長さが10メートルのB車を追い越すために要する追越し距離を次の①~②の中から正しいものを1つ選びなさい。
- ① 200メートル ② 300メートル
2. 「1」の場合において追越しに要する時間を次の①~②の中から正しいものを1つ選びなさい。
- ① 12秒 ② 18秒

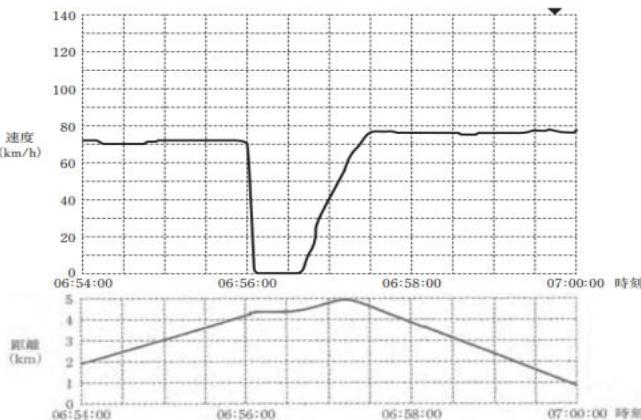


(注1) 追越車両の左右の移動量は、考慮しないものとする。
(注2) 各々の車両は、一定速度で走行しているものとする。

過去問 R2年8月（この問題は、5.実務上の知識及び能力の分野で出題されている）

高速自動車国道において、A自動車（車両総重量8トンの事業用トラック）が前方のB自動車とともにほぼ同じ速度で50メートルの車間距離を保ちながらB自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車とも停止した。A自動車、B自動車とも安全を確認した後、走行を開始した。この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。

なお、下図は、A自動車に備えられたデジタル式運行記録計で上記運行に関して記録された6分間記録図表の一部を示す。



ア 左の記録図表からA自動車の急ブレーキを操作する直前の速度を読み取ったうえで、当該速度における空走距離（危険認知から、その状況を判断してブレーキを操作するという動作に至る間（空走時間）に自動車が走行した距離）を求めるときおよそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走距離は1秒間とする。

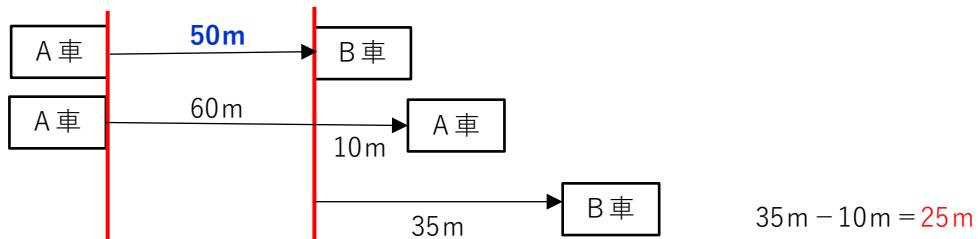
- ① 15メートル
 ② 20メートル **70 km/h で 1 秒間に走る距離**
 $70,000\text{m} \div 3,600\text{秒} = 19.44\text{m}$

イ A自動車の急ブレーキを操作する直前の速度における制動距離（ブレーキが実際に効き始めてから止まるまでに走行した距離）を40メートルとした場合、A自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離は、およそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- ① 55メートル
 ② 60メートル **$20\text{m} + 40\text{m} = 60\text{m}$**

ウ B自動車が急ブレーキをかけA自動車、B自動車とも停止した際の、A自動車とB自動車の車間距離は、およそ何メートルか。次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合において、A自動車の制動距離及び空走時間は上記イに示すとおりであり、また、B自動車の制動距離は35メートルとする。

- ① 25メートル
 ② 30メートル



実務上の知識及び能力

◎ 「実務上の知識及び能力」の範囲とポイント

出題数 7問（2問）（必須正答数）

出題は、文章問題4～5問、計算問題1～2問、事故防止対策問題1問の割合となっている

この出題範囲は、運行管理者の業務に関する出題が多く、内容的には「貨物自動車運送事業法」に基づき、運行管理者が行う業務が法令に適合するか否かを判断する内容になっている。

さらに、自動車の運転に関する知識として、「自動車に働く力」、「人間の能力と運転」、「運転中に生じる現象」などの内容。

並び、運行管理者が立てた「運行計画」の内容が適合しているか否かを判断する内容になっている。

「運行計画」が適合しているかは、「貨物自動車運送事業法」、「道路運送車両法（保安基準）」及び「道路交通法」、「改善基準」の知識が必要となる。各関係法令と併せて勉強する必要がある。

ポイント!! 7問中の出題傾向

- 1.点呼の実施（R6年、R5.3、R3.3、R1.8.25、H30.3、H29.8.27、H29.3.5）
- 2.運転者に対して行う指導・監督（R3.3、R1.8.25、H31.3.3、H30.8、H30.3、H29.8.27、H29.3.5）
- 3.運転者の健康管理（R6年、R5.3、R3.3、R1.8.25、H31.3.3、H30.8、H30.3）
- 4.自動車に関する事項（R6年、R5.3、R4.8、R4.3、R3.8、R3.3、R2.8）
- 5.事故防止対策（R6年、R4.8、R3.3、R1.8.25、H31.3.3、H30.8（2問）、H30.3（2問））
- 6.運行計画（R6年、R5.3、R3.3、R2.8、R1.8.25、H31.3.3、H30.8、H30.3）
- 7.フェリーでの運行計画（R3.3）
- 8.運行管理者の意義・役割（R6年、R5.3）

出題傾向

《運行管理者の業務内容》（文章問題が多く「適」・「不適」の選択問題が主）

- 運行管理者の役割（意義） ○運行管理者の業務の範囲（事業者業務と運行管理者の業務の区別）
- 運転者、補助者に対する指導・監督 ○点呼の実施方法（酒気帯、健康状態など結果による乗務判断）
- 日常業務の記録・運行指示書の作成 ○事故や緊急時の措置 ○運転者への健康管理

《運行計画》（計算による問題が多い）

- 運転・休憩時間・拘束時間・休息時間・平均速度、適した車両、走行ルート、免許の種類

《事故防止対策（出題文章が長く、組合せの選択問題が多い）

- 事故原因分析、再発防止策、ドライブレコーダーでの危険予知訓練

《運転に関する事項》 事項=知識

（穴埋め、「適」・「不適」、「正しい・誤り」等の選択問題が多い）

- 反応時間・制動と停止距離、遠心力・慣性・衝撃力、内輪差、

- 視野、暗・明順応、夜間、飲酒の影響

- 諸現象

ハイドロプレーニング現象・フェード現象・ペーパーロック現象・スタンディングウェーブ現象

《運行管理者の業務内容》

ポイント！ 事業者と運行管理者の業務の違い区別には

○事業者は、①決める、②定める、③支払う。

決める = 選任 「～しておかなければならない」

定める = ルール（乗務時間・保存）「～させてはならない」「～しなければならない」

支払う = 整備・保守 「～しなければならない」 事業者 = 「ならない」

○運行管理者は、「安全確保」のため = 行動。安全確保のため「～すること」

ポイント！ ※文章の末尾に注意して読み、理解すること。!!!

運行管理者 = 「こと」

まずは初めに!!

(運行管理者資格者証)

国土交通大臣は、いずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。

1 運行管理者試験に合格した者

2 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者。

(運行管理者の資格要件)

事業用自動車の運行の管理に関し（5年）以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が定める講習を（5回）以上受講したものであることをとする。

- 少なくとも一回は基礎講習の受講が必要
- 受講回数は1年ごとに1回

○運行管理者の義務・意義・役割

第22条（運行管理者等の義務）

- 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。
- 事業者は、運行管理者に対し必要な権限を与えなければならない。
- 事業者は、運行管理者の助言を尊重しなければならない。
- 従業員はその指導に従わなければならない。

運行管理者の意義・役割

- 自動車輸送の（安全運行の確保）と（交通事故の防止）を図る。
- 安全かつ確実な自動車輸送の遂行は事業者の義務、しかし事業者が直接運行管理を行う事は難しいので、事業者に代わって運行管理を行う。

※安全面の確保・実務を担当するのが運行管理者

事業者とのパイプ役

- 法令で定められた業務に精通し確実に遂行する。
- 運転者と積極的にコミュニケーションを図る。
- 運転者の声を事業者に伝える。
- 安全で明るい職場を築いていく。

運行管理者の業務「安全規則第20条」	事業者の業務
(1) 事業者に運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を（運転させない）こと。 ポイント!! (事業者が選任できない者) ①日雇い者 ②2ヶ月以内の期限を定めて使用される者 ③試みの使用期間中の者 (14日超えで引き続き使用車は除く)	必要な員数の運転者等を常時選任しておかなければならない。 注意・・・「選任」は事業者にしかできません！ 運行管理者の選任数の最低限度 = $\frac{\text{事業用自動車の両数}}{(30)} + (1)$
(2) 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に（管理）すること。	休憩に必要な施設を整備し、及び睡眠に必要な施設を整備し、これらの施設を適切に管理し、保守しなければならない。
(3) 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において（乗務割）を作成し、これに従い運転者を乗務させること。	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間を確保。運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、これらを遵守させなければならない。

<p>(4)の1 <u>酒気を帯びた</u>状態にある乗務員を乗務させうこと。 (4)の2 乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと（疾病、疲労、睡眠不足） （1年ごとに1回、深夜業務の者は、6ヶ月ごとに1回健康診断）</p>	<p>(酒気を帯びた) 状態にある乗務員を乗務させてはならない。 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由で安全な運転、又は補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させなければならない。</p>
<p>(5) 交替するための運転者を配置すること。</p>	<p>長距離又は夜間の運転に従事する場合、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替の運転者を配置しておかなければならない。</p>
<p>(6) 従業員に対する指導及び監督を行うこと。 自動車事故報告規則第5条の事故防止対策に基づき</p>	<p>次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。 1)車両の幅、重量、高さ、最小回転半径が最高限度を超えるものを通行させる。 2)道路管理者が通行禁止又は制限した車両（重量、高さの制限）で通行させる。</p>
<p>(7) 貨物の（積載方法）について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。（過積載の防止も含む） (7)の2 規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。 （通行禁止又は制限等違反の防止）</p>	<p>事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。 1 偏荷重の禁止 2 荷崩れの防止 次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。 1)車両の幅、重量、高さ、最小回転半径が最高限度を超えるものを通行させる。 2)道路管理者が通行禁止又は制限した車両（重量、高さの制限）で通行させる。</p>
<p>(8) 規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに（アルコール検知器）を常時有効に保持すること。</p>	<p>1) 業務開始前は運転者に対し、対面により点呼を行い、所定事項について報告を求め、必要な指示をしなければならない。 2) 業務終了後は運転者に対し、対面により点呼を行い、所定事項について報告を求めるなければならない。 3) 業務前、業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、乗務途中において少なくとも1回の電話その他の方法により点呼を行い、所定事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p>
<p>(9) 乗務記録は、運転者に対して記録させ、及びその記録を（1年間）保存すること。 ポイント!! ①乗務開始、終了地点、日時、経路地点、乗務距離、休憩場所の地点・日時 ②総重量8t以上、積載量5t以上の自動車は貨物の積載状況 ③総重量7t以上、積載量4t以上の自動車は運行記録計により、瞬間速度、運行距離、運行時間の記録</p>	<p>事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を（1年間）保存しなければならない。</p>

<p>(10) 規定する<u>運行記録計を管理</u>し、及びその記録を<u>(1年間) 保存すること。</u></p> <p>(11) 運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さない<u>こと</u>。</p>	<p>事業用自動車に係る運転者の乗務について、瞬間速度、運行距離及び運行時間を行なうとともに、<u>運行記録計</u>により記録し、その記録を<u>1年間保存しなければならない</u>。</p>
<p>(12) 事故記録は、各事項を記録し、及びその記録を<u>(3年間) 保存すること</u>。</p> <p>(12)の2 運行指示書を作成し、及び<u>その写しに変更の内容</u>を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を運転者に携行させ、及び<u>変更の内容を記載させ、運行指示書及びその写しを(1年間) 保存すること</u>。</p>	<p>事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、<u>次に掲げる事項</u>を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を<u>管理する営業所</u>において（<u>3年間</u>）<u>保存しなければならない</u>。</p> <p>事業者等は、第7条第3項に規定する<u>乗務</u>を含む運行ごとに、次に掲げる事項を記載した<u>運行指示書</u>を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に（<u>携行</u>）<u>させなければならぬ</u>。</p>
<p>(13) 運転者台帳を<u>作成し保存し、営業所に備え付け、保存すること</u>。</p> <p>1.台帳の作成番号、作成年月日</p> <p>2.事業者の氏名又は名称</p> <p>3.運転者の氏名、生年月日、住所</p> <p>4.入社年月日及び運転者に選任された年月日</p> <p>5.運転免許証に関する事項（免許番号、有効期限、年月日、免許種類、条件）</p> <p>6.運転者の健康状態</p> <p>7.事故を起こした場合は、その概要</p> <p>8.道路交通法108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 (重大違反 = 過積載、過労運転、最高速度違反等)</p> <p>事業者と運輸支局に通知</p> <p>9.特別な指導及び適性診断の受診状況</p> <p>10.写真 (台帳作成前<u>6ヶ月以内</u>に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景)</p>	<p>事業者は、運転者ごとに、法令で定められた事項を記載し、一定の様式の運転者台帳を作成し、運転者の（<u>所属する営業所</u>）に<u>備えておかなければならぬ</u>。</p> <p>ポイント!!</p> <p>☆運転者台帳は、 <u>運転者が在籍している限り作成し</u>、備えておくこと。 →事業者、運行管理者</p> <p>☆<u>営業所ごと</u>保存すること。</p> <p>☆運転者が転任や退職等で運転者でなくなった時はその年月日と理由を記載し、（<u>3年間</u>）<u>事業者が保存しなければならぬ</u>。</p> <p>参考・・入社時「運転記録証明書」を取寄せ、違反歴に対し<u>教育指導記録を3年間保存</u>。</p>
<p>(14) 規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、<u>記録し（3年間）保存を行うこと</u>。</p> <p>(14)の2 運転者に適性診断を受けさせる<u>こと</u>。</p>	<p>運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行なった者及び受けた者を記録し、かつその記録を営業所において（<u>3年間</u>）<u>保存しなければならぬ</u>。</p> <p>次に掲げる運転者に対して、特別な指導を行い、適性診断を<u>受けさせなければならない</u>。</p> <p>対象者は 事故惹起運転者 初任運転者 高齢運転者</p>

(15) 11条に規定する場合は、必要な措置を <u>講ずること</u> 。 (異常気象時の指示)	異常気象 その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する 適切な指示 その他輸送の安全を確保するために 必要な措置 を講じなければならない。
(16) 選任された（ 補助者 ）に対する指導及び監督を行う <u>こと</u> 。	運行管理者資格者証を有する者、若しくは国土交通大臣の認定を受けた講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（ 補助者 ）を <u>選任</u> することができる。
(17) 自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、（ 従業員 ）に対する指導及び監督を行う <u>こと</u> 。	（事故警報） 国土交通大臣又は地方運輸局長は、 報告書又は速報に基づき 必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者等にこれを周知させなければならない。

《点呼（実施方法）》

点呼の出題のポイント!!

- ・基本をベースに様々な場面や状況が演出されて出題され、その「適」「不適」を回答する
- 例・・・
- ～状況で、～場所で、～の場合、～方法で実施した

運行管理者は、運転者に対して

- ①（点呼）を行う
- ②（報告）を求める
- ③（確認）を行い
- ④（指示）を与え
- ⑤（記録）し、記録を（保存）
- ⑥アルコール検知器を（**常時有効**）に保持すること。

事業者は

- 1 業務を開始しようとする運転者に対し
 - ①（対面）により点呼を行う
 - ②所定事項について（報告）を求める
 - ③必要な（指示）をしなければならない。
- 2 業務を終了した運転者に対し
 - ①（対面）により点呼を行う
 - ②所定事項について（報告）を求める
- 3 業務前・業務後の点呼が（いずれも）対面で行にうことができない乗務を行う運転者対し
 - ①当該点呼のほかに、乗務の途中少なくとも（1回電話その他の方法）により点呼を行う
 - ②所定事項について（報告）を求める
 - ③事業用自動車の運行の安全を確保するため、必要な（指示）をしなければならない

ポイント！もう一度思い出して

点呼

- ・いつ
業務を開始前、業務終了後
- ・どこで
運転者が所属する営業所

※営業所と車庫が離れている場合は、車庫に派遣し対面で実施する

- ・どのように行うのか

「原則」運転者と対面で。

「やむを得ない場合」は、**電話**その他の方法で実施

※「**やむを得ない場合**」とは、遠隔地で**業務開始**又は**業務終了**後、

「点呼が」対面でできない場合。

※「**その他の方法**」とは、

携帯電話、業務用無線など運転者と**直接対話**ができる方法をいう。

ポイント!!

○点呼の記録と内容

運転者ごとに報告・確認・指示を記録

- ・点呼を行った者及び点呼を受けた運転者氏名
- ・点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号（ナンバー）
- その他識別できる標示（会社内でのナンバー）
- ・点呼の日時、点呼方法、その他必要事項

○保存期間 →1年間保存

注意ポイント!!

「**やむを得ない場合**」、下記の場合該当しない。

- ・車庫と営業所が離れている。
- ・早朝、深夜等のため点呼を行う管理者が**出勤していない**。
- 「**その他の方法**」、下記の場合該当しない。
- ・電子メール
- ・FAX（ファックス）など、一方的な連絡方法

●業務前点呼 対面で運転者に

① 報告を求める

- ・酒気帯びの有無
 - ・健康状態（疾病・疲労・**睡眠不足**）
その他の理由により安全な運転をする
ことができない恐れの有無
 - ・日常点検実施と確認

② 報告に対し運行管理者は、

- ・酒気帯びの有無確認
 - ・健康状態（疾病・疲労・睡眠不足）
有無の確認
 - ・日常点検実施の確認
 - ・運行の安全の確保のための指示

・運行の安全の確保のための指示

● 中間点呼

業務前及び業務終了後の点呼のいずれも対面で行う

ことができないとき。従来点呼のほかに行う点呼言う

ポイント!!

運転士に対し乗務途中に少なくとも1回電話

その他の方法で行う。

○ 報告を求める

- ・酒気帯びの有無確認
 - ・健康状態（疾病・疲労・睡眠不足）有無
報告に対し運行管理者は、
 - ・酒気帯びの有無確認
 - ・健康状態（疾病・疲労・睡眠不足）**有無の確認**
 - ・**運行の安全の確保のための指示**

その他ポイント1!!

○補助者による点呼

(運行管理者の指導・監督のもと)

- ・補助者に選任されている者
 - ・点呼の一部を行うことができる
 - ・点呼総回数の3分の2未満実施できる
(運行管理者は総回数の3分の1以上)

R3年度CBT

下表は、貨物自動車運送事業者が、法令の規定により運転者ごとに行う点呼の記録表の一例を示したものである。この記録表に関し、A、B、Cに入る【最もふさわしい事項を下の選択肢（①～⑧）から1つ】選びなさい。

点呼記録表

所長		執行官總管	實行官總管	輔助者	
----	--	-------	-------	-----	--

【回答】

A : 5

B : 7

車番	氏名	乗務前点呼						中間点呼						乗務後点呼										
		点呼時間	点呼場所	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	アルコール検知器の確認	A	その他必要な事項	執行者の氏名	点呼時間	点呼場所	点呼方法	アルコール検知器の有無	B	指示事項	执行者の氏名	点呼時間	点呼場所	点呼方法	アルコール検知器の有無	C	運行の状況	自動車・道路	その他必要な事項
:	面・電	有・無	有・無					:	電	有・無	有・無					:	面・電	有・無	有・無					
:	面・電	有・無	有・無					:	電	有・無	有・無					:	面・電	有・無	有・無					
:	面・電	有・無	有・無					:	電	有・無	有・無					:	面・電	有・無	有・無					
:	面・電	有・無	有・無					:	電	有・無	有・無					:	面・電	有・無	有・無					

- ① 車両の異常の有無 ② 貨物の積載状況 ③ 運転者交替時の通告内容 ④ 薬物の使用状況
⑤ 指示事項 ⑥ 日常点検の状況 ⑦ 疾病・疲労・睡眠不足等の状況 ⑧ 自動車・道路・運行の状況

ポイント!!

○点呼の記録と内容

運転者ごとに報告・確認・指示を記録

- ・点呼を行った者及び点呼を受けた運転者氏名
- ・点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号（ナンバー）
- その他識別できる標示（会社内でのナンバー）
- ・点呼の日時、点呼方法、その他必要事項

○保存期間　・1年間保存

「自動点呼」業務前・業務後自動点呼

(R7年9月から業務前も開始)

自動点呼とは、AIやロボット、ICT機器を活用して行う点呼（運転者が所属する営業所・車庫）

事業者が、実施要領で定める要件を満たす機器・システムを用いて、当該事業者の営業所や車庫において、業務を開始する若しくは業務を終了した当該営業所の運転者に対し行う点呼をいう。

→業務前・業務後自動点呼は、Gマーク認定は不要
国土交通省が定めた要件を満たす機器・システムを使用)

IT点呼 「Gマーク」

貨物自動車運送事業法「輸送安全規則」に定める同一の事業所内で「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」において、**国土交通大臣が定めた機器を用いて**、営業所間で行う点呼を言う。

IT点呼実施の際

- ・当該運転士の**所属営業所名とIT点呼場所の確認**
- ・A営業所とB営業所間で実施する場合、対面できない時間帯のみ、異なる営業所に依頼し、IT点呼が可能。その時間範囲は深夜を含む**連続16時間以内**。
- ・異なる営業所間でIT点呼を実施した場合、実施したA営業所で記録し、記録した内容を速やかにB営業所に通知する。B営業所は、**実施営業所の名称及びIT点呼実施者名**を点呼実施表に記録。
- ・異なる営業所間でIT点呼を行う場合、互いに依頼する運転士の情報を伝達しておく

《事業者が運転者に対して行う指導・監督》

ポイント!! 基本を理解しましょう。

「指導・監督はどこで勉強しましたか」 ⇒ 貨物自動車運送事業法「輸送安全規則」

1. 一般的な指導及び監督 配慮すべき事項

- ・ドライバーの技術、知識の習得は事業者の重要な責務
- ・（計画的）かつ体系的に実施することが必要
- ・運転者が自ら考え、理解を深める工夫
- ・参加、体験、実践型の指導
- ・社会情勢、事故実態に応じた指導
- ・指導者の育成、資質向上に努める
- ・外部の教育機関を積極的に活用

2. 特定の運転者に対する特別な指導及び監督

対象者は次の者

- ・交通事故を引き起こした運転者（**事故惹起運転者**）
- ・新たに雇い入れた運転者（**初任運転者**）
- ・高齢者である運転者（**高齢運転者**）※65歳以上

■ 特定の運転者に対する特別な指導及び監督

ポイント!!

特定運転者って、どのような運転者？（事故惹起者、初任運転者、高齢運転者）

違いを見てみましょう。

●事故惹起運転者（①から⑤までを「**6時間**」以上、**⑥は可能な限り**実施）

比較して
「時間は」
「内容は」
「車は使う、使わない」
「適性診断を踏まえるか否可」

①事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等（運転者が遵守すべき事項の再確認）

②交通事故の事例に基づく再発防止策（事故の要因、問題点の把握と再発防止策の理解）

③交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対応

（事故を起こす恐れがある運転者の生理的、心理的要因を理解させ、それらの要因が事故につながらないための対処方法）

④交通事故を防止するために留意すべき事項

⑤危険の予測及び回避（危険回避とは何か、予測方法と回避方法）

⑥**安全運転の実技**（実際車両を運転させ、安全な運転方法を添乗指導する）

■ 特定の運転者に対する特別な指導及び監督

ポイント!!

特定運転者って、どのような運転者？（事故惹起者、初任運転者、高齢運転者）

違いを見てみましょう。

●初任運転者

- 1) 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等。

→ 「15時間」以上「一般的な指導と同じ内容」。

(日常点検、車高、死角、積載等については実際に車両を用いて指導する)

- 2) 安全運転の実技 → 「20時間」以上

※初任運転者は「初任適性診断が義務」ですが、指導監督には含まれていない

●高齢運転者

適性診断の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について運転者が自ら考えるように指導する。

■ 適性診断実施時期

比較して「実施時期」

- 事故惹起運転者 ⇒
- ・事故後、再度乗務する前に実施。
 - ・やむを得ない事情がある場合、乗務を開始後1か月以内に実施。
 - ・外部の専門的機関で受講予定のある場合は、この限りではない。
- 初任運転者 ⇒
- ・初めての乗務前に実施。
 - ・やむを得ない場合には、乗務を開始後1か月以内に実施する。
- 高齢運転者運転者 ⇒
- ・「診断結果」が判明した後、1か月以内に実施。

ポイント!!

■ 適性診断の種類・誰に何を受けさせるのか？『対象者』

●特定診断Ⅰ

- ①死者又は重傷者を生じた交通事故を起こし、事故前の1年間に交通事故を起こさなかった者
②軽傷者を生じた交通事故を起こし、事故前の3年間に交通事故を起こした者

●特定診断Ⅱ

- ・死者又は重傷者を生じた交通事故を起こし、事故前の1年間に交通事故を起こした者。

●初任診断

- ①運転者として常時選任するために「新規雇用者」（※前職の経験は関係ない）
②初めて事業用自動車に「乗務する前3年間」に初任診断を受診したことがない者。
③乗務開始後は「1か月以内」に受診させる。

●適齢診断

- ・65歳に達した日以後「1年以内」に1回受診させ、その後「3年以内ごと」に1回受診させる。

《事業者が運転者に対して行う指導・監督》

●空走距離、制動距離、停止距離の意味

- ・空走距離と制動距離の合計が停止距離である。車間距離は停止距離以上保つこと。
(車間距離は、制動距離と同程度ではない)

●積載物の転落防止(工具、スペアタイヤを含む)

- ・安全規則第5条の貨物を積載するときは、次に定める。1.偏荷重の禁止 2.荷崩れの防止
※出発前に、工具箱、スペアータイヤの転落がないか確認する。

(スペアータイヤの点検は3ヶ月に1度確認)

●視野

- ・人間の目は、運転中速度が速くなるにつれて周囲の視界が狭くなり、視界から消える。
- ・物の形を正確に捉えることができなくなる。そのため周囲の危険要因の発見が遅れ、事故につながる恐れが高い。

●アルコールの影響

- ・速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じる。
- ・体内摂取されたアルコールの処理時間の目安 (1単位⇒4時間が目安)

●追越時間

- ・速度差が小さいほど、追越しに長い時間と距離が必要となる。

●ドラレコの活用

- ・専門機関等の知識や技術を活用して分析等を依頼するなど、その結果に基づき指導する。
(他機関への依頼可)
- ・実際の映像を活用し、運転者に事故前どのような危険が潜んでいたか、回避をどうするべきか考えさせる。

●異常気象「安全規則第11条」「※異常気象その他の理由により輸送の安全確保に支障～」

- ・乗務員に適切な指示、輸送の安全を確保、必要な措置を講ずる。
- ・その他の理由（土砂崩落、路肩軟弱等の道路傷害）
- ・必要な措置（運転中止措置、暴風警戒等の伝達）

※運行の判断は、運行管理者が判断する

■交通事故等緊急事態に関する事故

●交通事故の場合の措置（次の事項は、運転者の義務）

- ①事故の続発の防止（二次災害の防止）、他の交通の妨げにならないようにできる限り、安全な場所に車両を移動させエンジンを切る。
何も措置を講じないと。
- ②負傷者の救護、救急車の出動要請、救急車到着まで応急措置を行う。⇒ 救護義務違反となる
- ③警察への通報、指示を仰ぎ、現場から離れない。※軽微な事故でも必ず警察への通報を行うこと。

●踏切内での故障・事故時の措置

- ①踏切内で車両が故障して動かなくなった場合、直ちに列車の運転士に知らせ、車両を踏切内から移動することに努める。
- ②運転士に知らせる方法として
 - ・踏切支障報知器（踏切非常ボタン）
 - ・車両に備えつかれている非常信号用具を使用する。

●高速道路での故障・事故時の措置

- ①故障の場合は、急ブレーキをかけずに徐々に減速、路肩や非常駐車帯に停止させる。
停止後は、発煙筒、停止表示機材を故障車の後方に設置、後続車に自車の存在を知らせる。
その後、携帯及び道路に設置されている非常電話を使用して通報する。
- ②運転者及び同乗者は、助手席側から降り、故障車の後方のガードレールの外側など、安全な場所に速やかに避難する。車内や車両の前後に避難していても、後続車が追突される可能性がある。

●地震発生時の措置（運転者は地震発生時、次の対応をしなければならない）

- ①できるだけ速やかに道路の左側に停止させる。（ラジオで地震・交通情報を聞き、周囲の状況に応じて行動する）
- ②車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外に移動させる。決して車両で移動しない。
(大地震時は、道路上に放置された車両は強制的に移動されることになっている)
- ③避難する際は、エンジンの止めて、鍵は付けたまま、ドアを閉め、ロックはしない。
車検証、保険証など貴重品は車内に残さないこと。（連絡先等のメモを置くとよい）

《運行管理者の健康管理》

ポイント!! 出題傾向

一つの問い合わせに対して、1~4までの文章で構成され、文章の中身はそれぞれ違いその文章の「適」・「不適」を選ぶものが多い。

過去問題例

- ・健康診断個人票の実施時期と保存期間
- ・個人で受けた健康診断の代用について
- ・特定業務従事者「深夜」の健康診断時期
- ・脳血管疾患の予防について
- ・脳血管疾患の症状について
- ・生活習慣病
- ・出庫、乗務継続の判断（寝不足及び高齢運転者の夜間運転）（体調不良）（繁忙期）
- ・薬の処方方法と副作用の指導
- ・スクリーニング、SASについて
- ・アルコールの単位

健康起因事故とは…

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続出来なかったもの。→ 「事故報告書の提出」

ポイント!! ☆次の場合も含まれる

体調不良で運転を中止した場合も含まれ、国土交通大臣への（報告書の提出）が必要となり、事故を起こしていないても（重大事故）の扱いとなる事業者が行う。

☆事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定める、医師による健康診断を行わなければならない

（義務）「雇用時の健康診断・雇用中の定期健康診断・特定業務従事者健康診断」

☆事業者は、健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため、必要な措置を衛生規則で定める。医師の意見を聴かなければならぬ。

○定期健康診断 → (1年以内)ごとに(1回実施)しなければならない。

(会社指定病院・医師以外でも可能 → この場合、結果を証明する書面を会社に提出しなければならない。)

※定期健康診断の項目を充足している場合は、法定診断として代用可能

○特定業務従事者(深夜) → (午後10時～午前5時)の勤務者は(6ヶ月以内)ごとに(1回実施)する。

・健康診断の結果に異常所見がある場合は、医師からの意見を聴かなければならぬ。医師の意見を聴かずに事業者側の独断で乗務させないこと。

○運転者の就業上の措置 『乗務・就業は誰が判断、決定を行うのか』

（医師及び労働者からの意見聴取に基づく）

- ・乗務をさせない → (職種変更・要休業の決定) ⇒ (事業者)
- ・就業制限の場合 → ·夜間運行の削減 ⇒ (運行管理者)
→ ·乗務時間の短縮等 ⇒ (運行管理者)

※決定の際、主治医の意見を踏まえ、本人と管理者、産業医が情報共有し、協議する。

○脳血管疾患の予防

- ① 種類・・・脳の血管が詰まることで起こる（脳梗塞）、脳の血管が破れて起こる（脳出血・くも膜下）
- ② 初期症状・・意識の異常（もうろうとする）言葉の異常（ろれつが回らない）手足の異常（痺れ、上手く体が動かない）目の異常（視野が狭くなる、めまい、頭痛）
- ③ 早期発見・・定期健康診断では、発見しにくい。（脳検診は、3年に1度程度の目安が推奨）
- ④ 突然発症することが多い

○生活習慣病

この病気は、「食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと」具体的には、糖尿病、脂質異常症、高血圧、大腸がんや肺がんなどで代表されるがん、脳卒中、心臓病など。予防は、暴飲暴食・運動不足の解消・過度の飲酒・喫煙・ストレスの防止

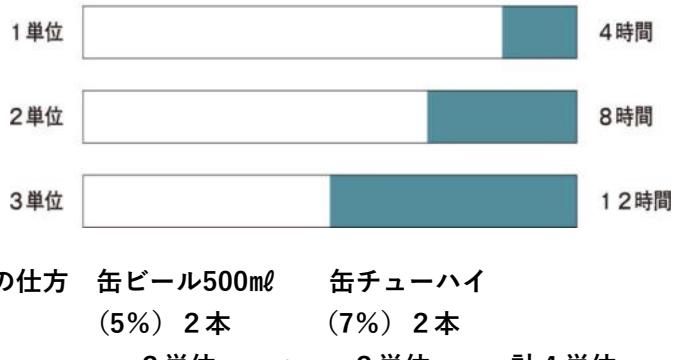
○アルコール1単位（純アルコール約20グラム）

1単位のアルコールを処理するためには、目安として4時間かかる

アルコールの1単位



飲酒量とアルコールが体内に留まる時間の目安



アルコール依存症は

「飲酒のコントロール喪失」が主な症状

(※一度回復しても飲酒してしまうと再発するので注意が必要)

☆飲む頻度が増える、飲酒量が増える（俗にいう、お酒が強くなる現象）⇒（耐性）の強化

☆酒を飲みたい気持ちが強まり、無いと物足りなく感じる⇒（精神依存）の形成

☆アルコールが体内から消えると、汗・発熱・悪寒・手の震え等の不快な離脱症状が出て、飲酒すると収まる⇒（身体依存）の形成

最悪、隠れて飲酒するようになる。「意志が弱い」「だらしない」ではなく、**病気の一種**

断酒を定着させる治療が必要

○睡眠時無呼吸症候群（SAS）

眠っている間に**呼吸が止まる**病気、医学的には、**10秒以上の気流停止**（気道の空気の流れが止まった状態）を**無呼吸**とし、**無呼吸**が一晩（7時間の睡眠中）に**30回以上**、若しくは**1時間あたり5回以上**あれば、**睡眠時無呼吸症候群**とされる。

※（SAS）は、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こす。

○スクリーニング検査とは

睡眠時無呼吸症候群（SAS）か否かを診断するための簡易的な検査です

睡眠時無呼吸症候群は睡眠中に現れる病状であるため、自覚症状だけでは中々判断が難しい。

そのため最初の診断では問診だけでなく、スクリーニング検査という**簡易的な検査**を行い**睡眠中の呼吸状態**を調べます。この検査で睡眠時無呼吸症候群である可能性が高いと判断されると、医療機関で精密検査を行い、最終的なその重症度が診断され、治療していくという流れになります。

○出庫、乗務継続の判断

☆**乗務員の判断ではなく、『運行管理者が判断』**する。

・乗務途中での体調不良に対してのは判断

・点呼時の乗務員の寝不足の判断、体調不良等

☆**医師の判断・意見を仰ぐ**

・身体的機能、視覚機能



《自動車の運転に関する事項》

ポイント!! 出題傾向

一つの問い合わせに対して、1~4までの文章で構成され、文章の中身はそれぞれ違います。文章の「適」・「不適」を選ぶものが多い。また、**穴埋め問題もあり、選択枠から選ぶ出題もある。**

● 「自動車の運転に対する記述のうち」

1~4までの文章で構成され、その文章の「適」・「不適」を選ぶ。

①問題の文章が長いため、確実に読み取る。②正解の意味の逆の意味を出題する傾向。

※文章を読む中で、読点（とうてん）「、」で区切り、しっかりと意味を考えることがポイント！

例・・二輪車は速度が実際より早く感じたり、距離は遠くに感じる。

● 「自動車の走行時に生じる諸現象と対策」

穴埋め問題の構成が多い。選択枠から選ぶ。

①車両に生じる諸現象についての出題が多い。

②一つ一つの文章の意味は正しいため、意味を理解する。

(H30年3月は安全運転支援装置等のみの出題。「**支援装置の種類**」)

「自動車の走行時に生じる諸現象」のポイント

● フェード現象とベーパー・ロック現象（ブレーキの使い過ぎにより発生）

・フェード・・・ブレーキライニング（摩擦材）が**加熱**することで**摩擦係数が低下**し、**ブレーキが効かなくなる現象。**

・ベーパー・ロック・・・フットブレーキを使い過ぎると、その熱がブレーキフルードに伝わり**沸騰**して、**ブレーキ配管内に気泡が生じること**で、気泡が衝撃材となり、**ブレーキが全く効かなくなる現象。**

● ハイドロ・プレーニング現象とウェット・スキッド現象（路面が濡れている状態で発生）

・ハイドロ・プレーニング現象・・・水の溜まった路面などを走行中に、**タイヤと路面の間に水が入り込み、車が水の上を滑るようになりハンドルやブレーキが効かなくなる現象**

・ウェット・スキッド現象・・・雨の降り始めに、路面の油や土砂などの微粒子が雨と混じって、浮き出したり、薄い皮膜を作り滑りやすい膜を作る。被膜の上で不用意に**急ハンドルや急ブレーキ**をすると**コントロールを不能となる現象**

● その他の現象

・スタンディング・ウェーブ現象・・・タイヤの空気圧が低い状態で高速走行を続けると、
(波打ち現象) タイヤ接地面より後ろ側が連続したたわみでタイヤが発熱し、
最後にはバーストを起こす現象。

● ジャックナイフ現象・・・トラクターとトレーラー（荷台）を連結した車両が、滑りやすい路面で急ハンドルや急ブレーキなどの急激な運転操作を行ったときに、トラクターの後輪がロックしてタイヤが滑り、トラクターとトレーラー（荷台）が連結部で折れ曲がり「くの字」になる現象。

● トレーラースイング現象・・・トレーラー（荷台）のタイヤがロックされてしまい進路外側にトレーラー（荷台）が大きく振られてしまう現象。

「衝撃力、慣性力、遠心力」のポイント

■ **衝撃力**・・・車が衝突したときに発生する運動エネルギーで、車の速度と重さに応じて大きくなり、また、固い物に瞬間に衝突したときほど、衝撃力は大きくなります。

■ **慣性力**・・・物体の慣性により生じ、その時の運動エネルギーにより変化する。
(走り続けようとする力)

■ **遠心力**・・・自動車の重心に遠心力が働き、車は外側に滑り出そうとする。また、カーブの半径が小さくなるほど大きくなる。遠心力がタイヤと路面との摩擦力より大きくなると、車はカーブの外へ飛びだそうとする力

● 速度に2乗に比例して大きくなる。

(速度が2倍になると、**衝撃力、慣性力、遠心力**は**4倍**になり、速度が3倍になると**9倍**になる)
速度が2分の1になると、衝撃力、慣性力、遠心力は(4分の1)になる。

● 重量に比例して大きくなる。(重ければ重いほど、衝撃力、慣性力、遠心力は大きくなる)

● カーブの半径が**2分の1**になると、(2倍)となる。

「衝撃力、慣性力、遠心力」のポイント

☆その他

■停止距離（空走距離+制動距離）

- ① 「空走距離」・・運転者が危険を感じ、ブレーキをかけようとしてから、ブレーキペダルに足を置きブレーキを踏み、実際にブレーキが効き始めるまでの走行距離。
 - ② 「制動距離」・・実際にブレーキが効き始めてから、車両が完全に停止するまでの走行距離。
- 内輪差「巻き込み事故の原因」
- ①ハンドルを左に切った場合、左後輪が左前輪の軌跡に対し内側を通ること。
 - ②ホイールベースが長い大型車ほど内輪差は大きくなる。（左折時の歩行車、自転車の接触注意）

「人間の能力・現象」のポイント

■視野と視界など

●運転席の高さと視界

- ① 大型車と乗用車では、前方の見え方や視界が全く異なる。
- ② 前方の自動車を大型車と普通車から同じ距離で見た場合、運転席が高い大型車の場合は車間距離に余裕が（あるように）感じる。乗用車の場合は大型車の反対で余裕が（ないように）感じる。

●四輪車から見た二輪車

- ① 二輪車は四輪車に比べ動きが早く、車体が小さいため四輪車の運転者から見にくく、死角に入りやすい。
- ② 二輪車は実際の速度より遅く感じたり、実際の距離より遠くに感じる。
(遠近感、速度感覚のズレがある)

●視野・・静止状態で目を動かさずに見える範囲。両眼で200° 片眼で150° 車の速度が速いほど、運転者の視野が狭くなる。

■夜間

●前照灯の照射範囲・・上向き（ハイビーム）は約100m。下向き（ロービーム）は約40m ※上向き＝「走行用前照灯」 下向き＝「すれ違い用前照灯」

●蒸発現象・・夜間走行中、自車のライトと対向車のライトの光がお互いに交わり反射し、ライトが交わった部分の道路中央付近の歩行者や自転車が見えなくなる現象

●幻惑・・対向車のライトを直接目に受けたことで、まぶしさのために一瞬見えなくなる。

●暗順応・・明るい所から暗い所に入った時に、目が暗さに慣れてくる反応。

●明順応・・暗い所から急に明るい所に出た時に、最初はまぶしいが目が明るさに慣れてくる反応。

「安全運転支援装置」のポイント

■安全運転支援装置の種類

●衝突被害軽減装置・・レーダやカメラにより情報を解析し、先行車との距離を常に検知し、運転者追突の危険性が高まったら、まずは警告音で警告、運転者にブレーキ操作を促し、それでもブレーキ操作をしない場合、追突若しくは追突の可能性が高いと判断した場合システムにより自動的にブレーキをかけて、衝突時の速度を低く抑える装置

●車線逸脱警報装置・・走行車線を認識し、自車が車線から逸脱して場合あるいは逸脱しそうになった場合運転者に車線中央に戻す操作をするよう警報が作動する装置

●車両安定性制御装置・・急なハンドル操作や積雪時などの路面の走行中、横転の危険を運転者へ警告するとともに、エンジンの出力やブレーキ力を制御し、横転の危険を軽減せる装置

●ふらつき注意喚起装置・・ドライバーの低覚醒状態や、低覚醒状態の時の挙動を検知し、ドライバーに注意を喚起するようにします。

低覚醒状態（眠気）『通常と居眠りの中間程度のぼんやりした状態』

●クルーズ・コントロール ⇒ アクセルを踏まずに定速走行を維持

●アダプティブ・クルーズ・コントロール（ACC）⇒ 定速走行を維持 + 車間距離を維持

「安全運転支援装置」のポイント

○デジタル式運行記録計

※・運行記録計の装着車両・義務は、運送車両法「保安基準」に記載されている

- ①車両の各種運行データーをデジタル化して、ハードディスクの電子記録媒体に記録する装置。
- ②運行データーがデジタル化したことにより、解析作業が素早く、正確な処理が可能。記録された運転者の運行実態、車両運行実態分析。運転者の日常乗務を把握し、過労運転防止、事故防止、運行の適正化を図る。
- ③デジタル式運行記録計の記録図表（24時間記録図表と12時間記録図表）運行毎の最高速度が▼マークで表され、▼マークを確認することで最高速度超過が無いかを確認する。
急発進、急加減速の有無も確認し、記録データーを基に運転者に安全運転、経済運転の指導を行う。

《運行計画》

ポイント!! 出題傾向

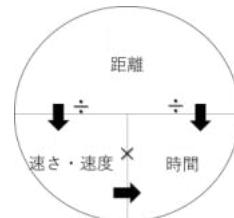
※ 一つの問い合わせに対して、長い文書の構成になっている。下記の内容をすべてトータル的に考え、配慮して回答する。

■ (改善基準)

- 1.自動車運転者の拘束時間 () 時間
- 2.休息期間 () 時間
- 3.1日の拘束時間 () 時間
- 4.最大運転時間 () 時間
- 5.連続運転時間 () 時間
- 6.中断時間 () 分以上
- 分割 1回 () 分以上

7.速度と距離と時間の関係

$$\begin{aligned} \text{速度} &= (\text{距離}) \div (\text{時間}) \\ \text{時間} &= (\text{距離}) \div (\text{速度}) \\ \text{距離} &= (\text{速度}) \times (\text{時間}) \end{aligned}$$



■ (道路交通法)

- 1.高速道路の最高速度
- 2.現行の免許と車両
- 3.最大積載量と総重量

例題

問題 荷主から下の運送依頼を受けて、A営業所の運行管理者が次の通り、

ポイント1

- ・荷物の重さ
- ・車両の総重量・積載量
- ・車両を運転できる免許

運行の計画を立てた。

下記の問題は、どこに目を向けてますか。目をつけるポイントは。

<荷主からの運送依頼>

- ・車両総重量8500kg、最大積載量5500kgの車両を使用し、

ポイント2

- ・高速道路の最高速度
- ・走行キロ数
- ・中断と運行時間

B工場で重量4000kgの建設機材を積み、E地点に11時までに

運送する

<運行の計画>

- ・次の運行経路図に示された経路に従い運行する

- ・道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道

(高速自動車国道法に規定する道路。以下「高速道路」という) のC料金所とD料金所間

(走行距離144キロメートル) を、運転の中断をすることなく1時間45分で走行する

高速道路のC料金所とD料金所間の運転時間を1時間45分とした事が、適切な場合は○、適切でない場合は×をつけなさい

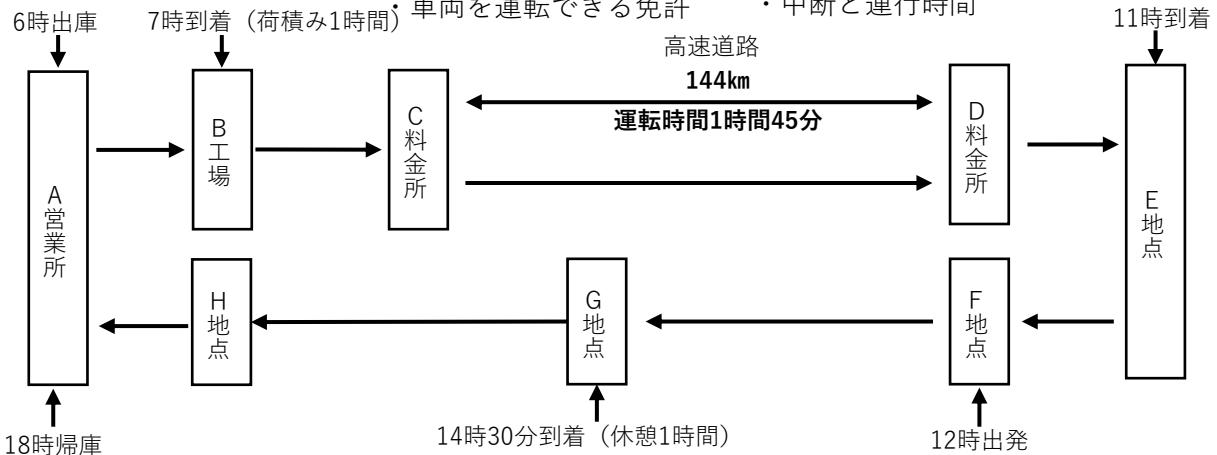
問題 <運行経路図>

ポイント1

- ・荷物の重さ
- ・車両の総重量・積載量
- ・車両を運転できる免許

ポイント2

- ・高速道路の最高速度
- ・走行キロ数
- ・中断と運行時間



$$\text{速度} = (\text{距離 } \text{ Km}) \div (\text{時間 } \text{ 時間 } \text{ 分})$$

「分」を「時間表示」に直す

$$1\text{時間}45\text{分} \Rightarrow \begin{array}{ll} 60\text{分} = 1\text{時間} & 60 \div 60 = 1 \\ 45\text{分} = 0.75\text{時間} & 45 \div 60 = 0.75 \\ \text{速度} = (\text{距離 } 144\text{ km}) & \div (\text{時間 } 1\text{ 時間 } 45\text{ 分}) \\ (\text{速度 } \text{ km/h}) = (\text{距離 } 144\text{ km}) & \div (\text{時間 } \text{ 時間 }) \end{array}$$

答 :

ヒント!! ・時速 80 km/h で走行すると、1 時間に何 km 走行するか (80 km)
 ・大型貨物自動車等の高速道路での法定速度は (90 km/h)
 (車両総重量 8,000 kg 以上又は最大積載量 5,000 kg 以上)
 ※法定速度とは、自動車により定められた速度を言う
 使用する車両の車両総重量と最大積載量を確認する。

《運行計画》 R1年8月

運行管理者は、荷主からの運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。この計画を立てた運行管理者の判断に関する次の 1~3 の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<運行の計画> 及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【荷主の依頼事項】

A 地点から、重量が 5,500 キログラムの荷物を 11 時 30 分までに D 地点に運び、その後戻りの便にて、E 地点から 5,250 キログラムの荷物を 18 時 30 分までに A 地点に運ぶ。

【運行の計画】

ア、乗車定員 2 名で最大積載量 6,250 kg、車両総重量 10,930 kg の

中型貨物自動車を使用する。当該運行は、運転者 1 人乗務とする。

ポイント1

- ・荷物の重さ
- ・車両の総重量・積載量
- ・車両を運転できる免許

イ、当日の当該運転者の始業時刻は 6 時 00 分とし、乗務前点呼後 6 時 30 分に営業所を

出庫して荷主先の A 地点に向かう。A 地点にて荷積み後、A 地点を出発し一般道を走行した後、

B 料金所から高速自動車国道（法令による最低速度を定めない本線車道）に該当しないもの。

以下「高速道路」という。）に乗り、途中 10 分の休憩をはさみ、

2 時間 40 分運転した後、C 料金所にて高速道路を降りる。

（B 料金所と C 料金所の間の距離は 240 キロメートル）

その後、一般道を経由し、D 地点には 11 時 00 分に到着する。荷下ろし後、

休憩施設に向かい、当該施設において 11 時 50 分から 13 時 00 分まで休憩をとる。中断に該当する否可

ウ、13 時 00 分に休憩施設を出発して E 地点に向かい、荷積みを行う。その後、13 時 50 分に

E 地点を出発し、一般道を経由し往路と同じ高速道路を走行し、その後、一般道を経由し、

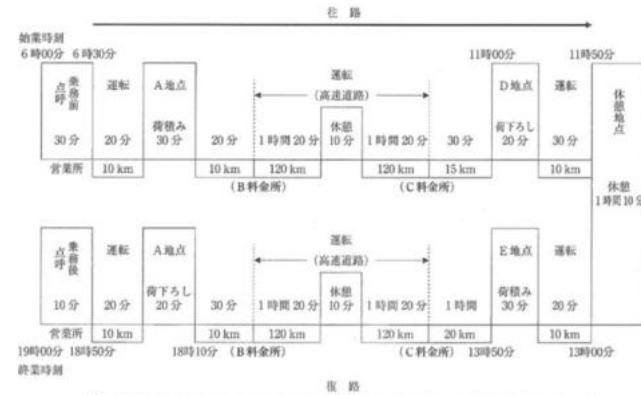
荷主先の A 地点に 18 時 10 分に到着する。荷下ろし後、営業所に 18 時 50 分に帰庫する。

ポイント2

- ・高速道路の最高速度
- ・走行キロ数
- ・運転時間
- ・休憩時間（中断）
- ・荷積み、荷下ろしは

営業所において乗務後点呼を受け、19 時 00 分に終業する。

《運行計画》



ポイント2

- 高速道路の最高速度（中型車の法定速度は90km/h）
 - 走行キロ数（240 km）
 - 休憩と運転時間（10分 + 2時間40分）
- B料金所とC料金所を2時間40分は、何km/hで走行すれば

$$60\text{分} = 1 \quad 120\text{分} (120 \div 60) = 2$$

$$40\text{分} (40 \div 60) = 0.66$$

$$\text{速度} = (240 \text{ km}) \div (2.66) = 90.2 \text{ km/h}$$

2. 当日の運転時間

$$(往路4時間20分) + (復路4時間50分) = (9時間10分)$$

前日（9時間） 当日（9時間10分） 翌日（8時間50分）

3. 中断方法（荷積み、荷下ろしは中断となる）

$$1\text{時間} + 1\text{時間}20\text{分} + (10\text{分}) + 1\text{時間}20\text{分} + 30\text{分}$$

$$= 4\text{時間}10\text{分}$$

ポイント1

- 荷物の重さ（5.5 t）
- 車両の積載量・車両総重量の車両の区分は
(6.25 t · 10.930 t) = 中型車
- 車両を運転できる免許（中型免許）

- B料金所からC料金所までの間の高速道路の運転時間を、制限速度を考慮して2時間40分と設定したこと。
- 当該運転者は前日の運転時間が9時間00分であり、また、当該運転者の翌日の運転時間を8時間50分とし、当日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反していないと判断したこと。
- 当日の運行における連続運転時間の中止方法は改善基準告示に違反していないと判断したこと。

《運行計画》 H31.3

貨物自動車運送事業者の運行管理者は複数の荷主から運送依頼を受けて、下のとおり4日にわたる

2人乗務による運行計画を立てた。この2名乗務を必要とした根拠について次の1~3の下線部の運行管理者の判断について、正しいものを全て選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、回答にあたっては、〈4日にわたる運行計画〉に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<4日にわたる運行計画>前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする

始業時刻	出庫時刻			到着時刻	終業時刻
6時00分	6時30分			19時45分	20時00分
1日目	乗務前点呼(営業所)	運転	荷積み	運転	休憩
	1時間	1時間		3時間	1時間
始業時刻	出庫時刻			到着時刻	終業時刻
4時00分	4時30分			16時45分	17時00分
2日目	乗務前点呼	運転	荷積み	運転	休憩
	1時間	1時間	1時間30分	15分	2時間30分
始業時刻	出庫時刻			到着時刻	終業時刻
4時00分	4時30分			16時45分	17時00分
3日目	乗務前点呼	運転	荷積み	運転	中間点呼休憩
	1時間	1時間		1時間	2時間
始業時刻	出庫時刻			到着時刻	終業時刻
5時00分	5時30分			16時45分	17時00分
4日目	乗務前点呼	運転	荷積み	運転	フェリー乗船
	1時間30分	1時間	2時間	3時間	2時間
始業時刻	出庫時刻			到着時刻	終業時刻
5時00分	5時30分			21時30分	22時00分

当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

ポイント1

- 4日間の 1.拘束時間 2.休憩時間 3.運転時間 4.連続運転

ポイント2

- フェリー乗船時間は(休憩時間)

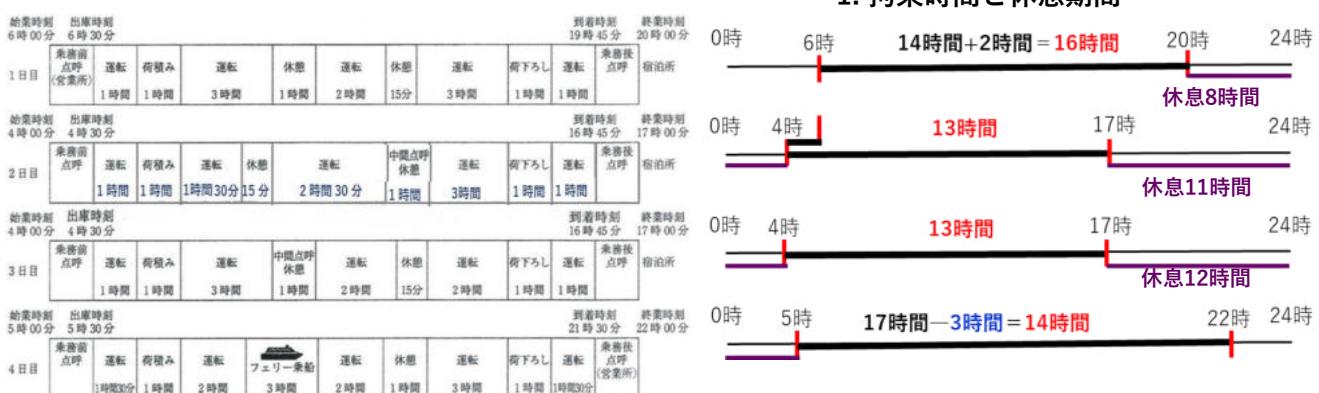
<4日にわたる運行計画>

前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

始業時刻 6時 00分		出庫時刻 6時 30分								到着時刻 19時 45分		終業時刻 20時 00分	
1日目	乗務前 点呼 (営業所)	運転	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
	1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	3時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
始業時刻 4時 00分		出庫時刻 4時 30分						到着時刻 16時 45分		終業時刻 17時 00分			
2日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
	1時間	1時間	1時間30分	15分	2時間30分	1時間	3時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
始業時刻 4時 00分		出庫時刻 4時 30分						到着時刻 16時 45分		終業時刻 17時 00分			
3日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	中間点呼 休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
	1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	2時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
始業時刻 5時 00分		出庫時刻 5時 30分						到着時刻 21時 30分		終業時刻 22時 00分			
4日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	フェリー乗船	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼 (営業所)	宿泊所	
	1時間30分	1時間	2時間	3時間	2時間	1時間	3時間	1時間	1時間	1時間30分	1時間		

当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

- 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。



2. 運転時間

1日目 10時間	2日目 9時間	3日目 9時間	4日目 10時間	2日目と3日目を 特定日考える
$10 + 9 \div 2 = 9.5$	$9 + 9 \div 2 = 9$	$9 + 10 \div 2 = 9.5$		

- 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

3. 連続運転時間

運転の中止は、連続運転時間4時間を超える前割合は、1回10分以上で合計30分
10分未満の休憩は、3回以上連続は不可
4時間運転したら、30分以上中断
荷積み、荷下ろしは休憩時間で可
1日目で、4時間を超える運転時間がある

例題 R2年8月

問題

荷主から貨物自動車運送事業者に対し、**往路と復路において**、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は次に示す「当日の運行計画」を立てた。
この事業用自動車の**運行に関する次のア～ウについて解答**しなさい。なお、解答にあたっては、「**当日の運行計画**」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

「当日の運行計画」

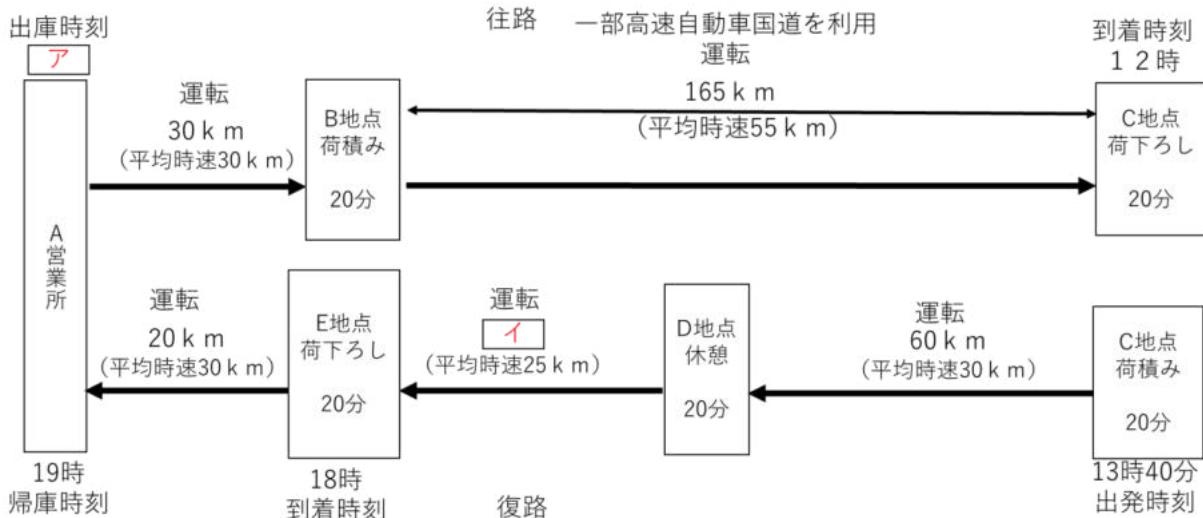
往路

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
 - B地点にて20分間の荷積みを行う。
 - B地点から165キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速55キロメートルで走行して、C地点に12時に到着する。20分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。

復路

- C 地点にて20分間の荷積みを行い、13時40分に出発し、60キロメートル離れたD 地点まで平均時速30キロメートルで走行する。D 地点で20分間の休憩をとる。
 - 休憩後、D 地点からE 地点まで平均時速25キロメートルで走行して、E 地点に18時に到着し、20分間の荷下ろしを行う。
 - E 地点から20キロメートル離れたA 営業所まで平均時速30キロメートルで走行し、19時に帰庫する。

問題 <運行経路図>



- ア C地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻【ア】について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

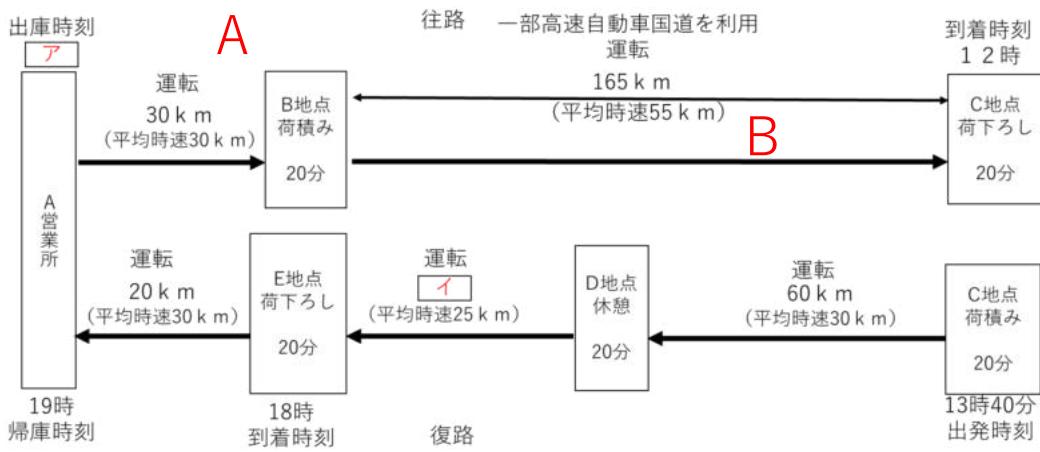
① 7時00分 ② 7時20分 ③ 7時40分 ④ 8時00分

イ D地点とE地点間の距離【イ】について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

① 45キロメートル ② 50キロメートル
③ 55キロメートル ④ 60キロメートル

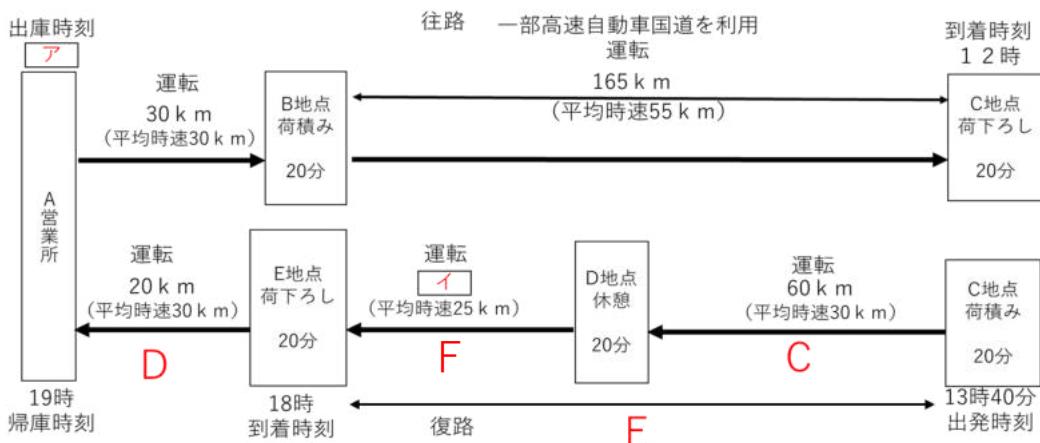
ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

① 違反していない
② 違反している



ア C 地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻【ア】について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 7時00分
 - ② 7時20分
 - ③ 7時40分
 - ④ 8時00分
- A $30 \text{ km} \div 30 \text{ km/h} = 1 \text{ h}$
 B $165 \text{ km} \div 55 \text{ km/h} = 3 \text{ h}$
 B 地点積込み 20分 計 4時間20分
 $12:00 - 04:20 = 07:40$



イ D地点とE地点間の距離【イ】について、次の①～④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 45キロメートル
 - ② 50キロメートル
 - ③ 55キロメートル
 - ④ 60キロメートル
- C $60 \text{ km} \div 30 \text{ km/h} = 2 \text{ h} + (\text{D地点休憩20分})$
 D $20 \text{ km} \div 30 \text{ km/h} = 0.66 \text{ h} (40\text{分})$
 E $18:00 - 13:40 = 4\text{時間}20\text{分}$
 E $4\text{時間}20\text{分} - \text{C } 2\text{時間}20\text{分} = 2\text{時間}$
 イ $25 \text{ km/h} \times 2\text{時間} = 50 \text{ km/h}$

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の①～②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 違反していない
 - ② 違反している
- A. $1 \text{ h} + 20\text{分} (\text{荷積み}) + B. 3 \text{ h} + 20\text{分} (\text{荷下ろし})$
 C. $2 \text{ h} + 20\text{分} (\text{休憩}) + F. 2 \text{ h} + 20\text{分} (\text{荷下ろし})$

《事故防止対策》

ポイント!! 出題傾向

※ 一つの問い合わせに対して、1~4までの文章で構成され、文章の中身はそれぞれ違いその文章の「適」・「不適」を選ぶものが多い。

ポイント：1問の文章が長い構成又は、イラスト等により「原因・対策」から答えを導き出す解答方法

※：過去の「何年度事故統計」などの使用からも出題傾向にある。

※ 事故報告書に基づき、事故の要因分析、事故の再発防止対策の組合せを選択肢から1つを選ぶ。

ポイント!!

☆事故対策には、運転者の人的要因と共に、発生した要因など様々な角度から情報を収集、

分析が必要。また、背後に潜在する危険要因の排除が重要。

○「ヒューマンエラーとは人的過誤や失敗（ミス）のこと」

○ドライブレコーダーを活用した指導の有効性

事故時の映像だけでなく運転者のすべての操作の運転状況が記録でき、それを解析し運転の癖を読み取ることができる。

○事故再発防止対策 ※危険予測訓練に関する（イラスト）

【最も直接的に有効と考えられる組み合わせ】※問題全てを読み終わるまで概ね4分程度

例：選択肢①～⑧から1つ選ぶ

〈事故の概要〉（イラストあり）を読む⇒〈事故関連情報〉を読む

⇒〈事故の再発防止対策〉ア～クから選ぶ

○デジタル式運行記録計の活用 「事業者が運転者に対して行う指導・監督」に記載

○安全運転支援装置の理解

「事業者が運転者に対して行う指導・監督」に記載に対して行う指導・監督」に記載

○適性診断

運転者の運転能力、運転態度及び性格特性を客観的に把握し、運転適性の判定に及び運転者に自覚させるためのものであり、事故の発生を未然に防止するための有効手段。

○ヒヤリ・ハットによる指導の有効性

①運転していて「もう少しで事故を起こすところだった」とヒヤリとしたり、ハッとしたりすることを指します。

○事故に至る事例の背景には、多数のヒヤリ・ハットの事例が潜んでいる。

②ヒヤリ・ハットの事例を分析することにより、事故が起きやすい状況を把握し、運転者と共有することで交通事故防止対策に有効。

③1件の死亡事故・重大事故の背景には、29件の軽微・軽傷事故と300件の「ヒヤリ・ハット」があると言われている。

《事故防止対策》例題（R2年8月）

平成28年中のトラック（最大積載量5トン以上）による死亡・重傷事故について、事業用自動車の交通事故統計及び自動車事故報告規則により提出された事故報告書に基づき、下記のとおり、事故の特徴やその要因についての分析結果が導かれた。この分析結果をもとに、【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】の中から【事故防止のための指導】として、A、B、Cに当てはまる最も直接的に有効と考えられる組合せを下の枠内の選択肢（①～⑧）からそれぞれ1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、下記に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

平成28年中の最大積載量5トン以上のトラックによる死亡・重傷事故381件について車両の走行等の態様別にみると、直進時が73%、右折時が13%、左折時が9%となっている。

直進時の事故	右折時の事故	左折時の事故
<ul style="list-style-type: none">直進時の事故のうち72%が他の車両との事故で、このうち高速道路等での追突事故が一番多い。一般道路での歩行者との事故は夜間が多い。	<p>右折時の事故は、歩行者等と他の車両等との事故がそれぞれ約半数となっている。</p>	<p>左折時の事故のうち70%が自転車との事故で、バス・タクシーと比べて巻込み事故が多い。</p>
<p>(高速道路等での事故) 故障車両などの停止車両への追突</p> <ul style="list-style-type: none">タバコや携帯電話の操作 (一般道路での事故)飲酒運転動静不注意伝票の整理によるわき見運転	<ul style="list-style-type: none">対向車の譲られた時の安全確認不足二輪自動車等の対向車のスピードの誤認対向車の後方の安全確認不足 <p>【太文字・下線がポイント】</p>	<ul style="list-style-type: none">徐行・一時停止の不履行 目視不履行左折前の確認のみで、左折時の再度の確認の不履行前方車両への追従大周りで左折する際の対向車等への意識傾注車体が大きく死角が多い
A	B	C

【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】

- ア 右折するときは、対向車に注意して徐行するとともに、右折したその先の状況にも十分注意を払い走行するよう運転者に対し指導する。
- イ 運転中は前方不注視となるのを防ぐため、喫煙や携帯電話の使用などは停車してから行うよう運転者に対し指導する。
- ウ 右折するときは、対向車の速度が遅い場合などは自車の速度を落とさず交差点をすばやく右折するよう運転者に対し指導する。
- エ 大型車などは、内輪差が大きく、左側方の自転車や歩行者を巻き込んでしまう危険があることから、慎重に安全を確認してから左折するよう運転者に対し指導する。
- オ 右折時に対向車が接近しているときは、その通過を待つとともに、対向車の後方にも車がいるかもしれない予測して、対向車の通過後に必ずその後方の状況を確認してから右折するよう運転者に対し指導する。
- カ 運転者の飲酒習慣を把握し、必要と考えられる運転者に対し、運転者の画像が確認できるアルコールチェッカーを運行時に携帯させ、隨時運転者の飲酒状況をチェックできるようにする。
- キ 衝突被害軽減ブレーキを装着したトラックの運転者に対しては、当該装置は、いかなる走行条件においても、前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合には、確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、衝突を確実に回避できるものであることを十分理解させる。
- ク 二輪自動車は車体が小さいため速度を誤認しやすいことから、右折の際は、対向する二輪自動車との距離などに十分注意するよう運転者に対し指導する。
- ケ 左折するときは、あらかじめ交差点の手前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行するよう運転者に対し指導する。
- コ 伝票等の確認は、走行中はわき見が原因で事故につながる可能性が高いことから、安全な場所に移動し停止した後に行うよう運転者に対し指導する。
- サ 交差点を左折するときに、その進路の前方にある横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は、当該横断歩道を徐行し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行するよう運転者に対し指導する。
- シ 左折する際は、左折前の確認に加えて、左折時にも再度歩行者や自転車等がいないかをミラーや直視で十分確認するよう運転者に対し指導する。

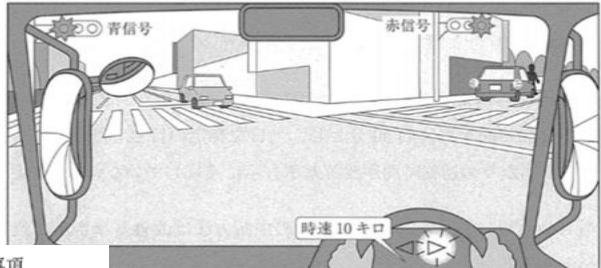
- ① アウオ ② アウク ③ アオク ④ イカキ ⑤ イカコ ⑥ イカサ ⑦ エケサ ⑧ エケシ

《事故防止対策》例題（R1年8月）

運行管理者が運転者に対して実施する危険予知訓練に関する次の記述において、問題に示す【交通場面の状況等】を前提に、危険要因などを記載した表中のA、Bに最もふさわしいものを【運転者が予知すべき危険要因の例】の①～⑤の中から、また、C、Dに最もふさわしいものを【運行管理者による指導事項】の⑥～⑩の中からそれぞれ一つを選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【交通場面の状況等】

- ・信号機のある交差点を右折しようとしている。
- ・右折先の道路に駐車車両があり、その陰に歩行者が見える。
- ・対向直進車が接近している。
- ・制限速度：時速 60 キロ
- ・路面：乾燥
- ・天候：晴
- ・車両：4 トン車
- ・運転者：年齢 48 歳
- ・運転経験：17 年



運転者が予知すべき危険要因の例

A 対向車が交差点に接近しており、このまま右折をしていくと対向車と衝突する危険がある。

B 右折していく道路の先に駐車車両の陰に歩行者が見えるが、この歩行者が横断してくるとはねる危険がある。

運行管理者による指導事項

C

右折の際は、横断歩道の状況を確認し、特に横断歩道の右側から渡ってくる自転車等を見落としやすいので意識して確認すること。

D

対向車が通過後、対向車の後方から走行してくる二輪車等と衝突する危険があるため、周辺の交通状況をよく見て安全を確認してから右折すること。

【運転者が予知すべき危険要因の例】

- ①右折時の内輪差による二輪車・原動機付自転車などの巻き込みの危険がある。
- ②横断歩道の右側から自転車又は歩行者が横断歩道を渡ってくることが考えられ、このまま右折していくと衝突する危険がある。
- ③車幅が広いため、右折する交差点で対向車線へはみ出して衝突する危険がある。
- ④右折時に対向車の死角に隠れた二輪車・原動付自転車を見落とし、対向車が通過直後に右折すると衝突する危険がある。
- ⑤急停止すると後続車に追突される危険がある。

【運行管理者による指導事項】

- ⑥対向車の速度が遅い時などは、交差点をすばやく右折し、自転車横断帯の自転車との衝突の危険を避けること。
- ⑦スピードを十分落として交差点に進入すること。
- ⑧対向車があるときは無理をせず、対向車の通過を待ち、左右の安全を確認してから右折すること。
- ⑨交差点に接近したときは、特に前車との車間距離を十分にとり、信号や前車の動向に注意しながら走行すること。
- ⑩交差点内だけでなく、交差点の右折した先の状況にも十分注意を払い走行すること。

運転者が予知すべき危険要因の例

A 対向車が交差点に接近しており、このまま右折をしていくと対向車と衝突する危険がある。

B 右折していく道路の先に駐車車両の陰に歩行者が見えるが、この歩行者が横断してくるとはねる危険がある。

運行管理者による指導事項

C

右折の際は、横断歩道の状況を確認し、特に横断歩道の右側から渡ってくる自転車等を見落としやすいので意識して確認すること。

D

対向車が通過後、対向車の後方から走行してくる二輪車等と衝突する危険があるため、周辺の交通状況をよく見て安全を確認してから右折すること。

運転者の予知

対向車の接近

右折の先

B

管理者の指導

C = ⑧

D = ⑩

対向車の後方 = ④

A と B

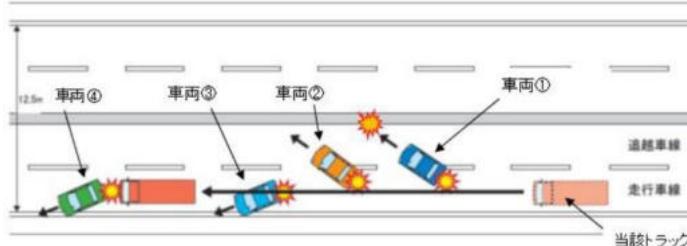
C と D

《事故防止対策》（R3年度CBT）

運行管理者が次の事業用普通トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止するための対策として、【最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の選択肢（①～⑧）から1つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、＜事故の概要＞及び＜事故関連情報＞に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

＜事故の概要＞

当該トラックは、17時頃、霧で見通しの悪い高速道路を走行中、居眠り運転により渋滞車列の最後尾にいた乗用車に追突した。当該トラックは当該乗用車を中央分離帯に押し出したのち、前方の乗用車3台に次々と追突し、通行帯上に停止した。この事故により、最初に追突された乗用車に乗車していた3人が死亡し、当該トラックの運転者を含む7人が重軽傷を負った。当時霧のため当該道路の最高速度は時速50キロメートルに制限されていたが、当該トラックは追突直前には時速80キロメートルで走行していた。



＜事故関連情報＞

- 当該運転者は、事故日前日運行先に積雪があり、帰庫時間が5時間程度遅くなってしまった業務を早朝5時に終了した。その後、事故当日の正午に乗務前点呼を受け出庫した。
- 当該運転者は、事故日前1ヶ月間の勤務において、拘束時間及び休息期間について複数回の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）違反があった。
- 当該運転者に対する乗務前点呼はアルコール検知器を使用し対面で行われていたが、睡眠不足等の運転者の体調確認は行われていなかった。
- 当該営業所では、年度ごとの教育計画に基づき、所長自ら月1回ミーティングを実施していたが、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや、疲労などの生理的要因による交通事故の危険性などについて理解させる指導・教育が不足していた。
- 当該運転者は、採用後2年が経過していたが、初任運転者に対する適性診断を受診していなかった。
- 当該事業者は、年2回の定期健康診断の実施計画に基づき実施しており、当該運転者は、これらの定期健康診断を受診していた。
- 当該トラックは、法令で定められた日常点検及び定期点検を実施していた。また、速度抑制装置（スピードリミッター）が取り付けられていた

＜事故の再発防止対策＞

- ア、運行管理者は、運転者に対して、法定速度を遵守させるとともに、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底する。
- イ、事業者は、点呼の際に点呼実施者が不在にならないよう、適正な数の運行管理者又は補助者を配置するなど、運行管理を適切に実施するための体制を整備する。
- ウ、運行管理者は、関係法令及び改善基準告示に違反しないよう、日頃から運転者の運行状況を確実に把握し、適切な乗務割を作成する。また、運転者に対しては、点呼の際適切な運行指示を行う。
- エ、事業者は、自社の事業用自動車に衝突被害軽減ブレーキ装置の導入を促進する。その際、運転者に対し、当該装置の性能限界を正しく理解させ、装置に頼り過ぎた運転とならないように指導を行う。
- オ、事業者は、運転者に対して、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを正しく理解させ、定期的な健康診断結果に基づき、自ら生活習慣の改善を図るなど、適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。
- カ、法令で定められた日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。その際、速度抑制装置の正常な作動についても、警告灯により確認する。
- キ、運行管理者は、点呼を実施する際、運転者の体調や疲労の蓄積などをきちんと確認し、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、当該運転者を交替させる措置をとる。
- ク、運行管理者は、法に定められた適性診断を、運転者に確実に受診させるとともに、その結果を活用し、個々の運転者の特性に応じた指導を行う

- ① ア・イ・エ・オ ② ア・イ・カ・キ ③ ア・ウ・エ・キ ④ ア・ウ・オ・カ
⑤ イ・エ・キ・ク ⑥ イ・エ・カ・ク ⑦ ウ・オ・キ・ク ⑧ ウ・オ・カ・ク

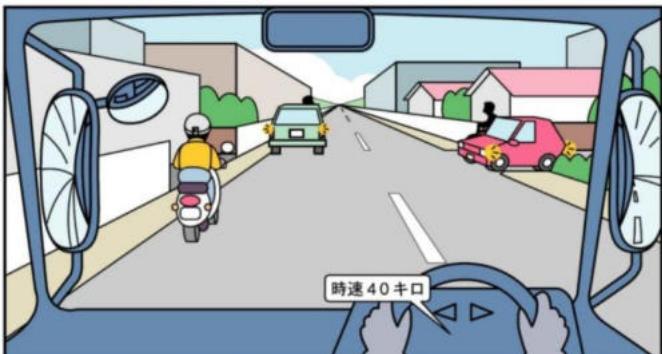
＜事故の概要＞【居眠り、運転最高速度】 ⇒ ＜事故関連情報＞【当日の運行、点呼、勤務実態、健康診断、点検】
事故内容を把握 = ＜事故の再発防止対策＞【ア～クの中から組合せを選ぶ】

《事故防止対策》例題（R2年3月）

運行管理者が運転者に対し実施する危険予知訓練に関し、下図の交通場面の状況において考えられる＜運転者が予知すべき危険要因＞とそれに対応する＜運行管理者による指導事項＞として、【最もふさわしい＜選択肢の組み合わせ＞1～10の中から3つ】選びなさい。

【交通場面の状況】

- ・住宅街の道路を走行している。
- ・前方に二輪車が走行している。
- ・右側の脇道から車や自転車が出ようとしている。
- ・前方の駐車車両の向こうに人影が見える。



1. <運転者が予知すべき危険要因>

- 二輪車を避けようとしてセンターラインをはみ出すと、対向車と衝突する危険がある。
- 駐車車両に進路を塞がれた二輪車が右に進路を変更してくることが予測されるので、このまま進行すると二輪車と衝突する危険がある。
- 前方右側の脇道から左折しようとしている車の影に見える自転車が道路を横断してくると衝突する危険がある。
- 後方の状況を確認せずに右側に進路変更をすると、後続の二輪車と接触する危険がある。
- 駐車車両の先に歩行者が見えるが、この歩行者が道路を横断してくるとはねる危険がある。

2. <運行管理者による指導事項>

- ア 住宅街を走行する際に駐車車両があるときは、その付近の歩行者の動きにも注意しスピードを落として走行する。
- イ 単路でも、いつ前車が進路変更などのために減速や停止をするかわからないので、常に車間距離を保持しておく。
- ウ 進路変更するときは、必ず後続車の有無を確認するとともに、後続車があるときは、決して強引な進路変更はしない。
- エ 右側の脇道から自転車が出ようとしているので、周辺の交通状況を確認のうえ、脇道の自転車の動きに注意し走行する。仮に出てきた場合は先に行かせる。
- オ 二輪車は、後方の確認をしないまま進路を変更することがよくあるので、二輪車を追い越そうとはせず先に行かせる。

【試験用紙の選択組み合わせ】

- 1 : ①-イ
- 2 : ①-ウ
- 3 : ②-エ
- 4 : ②-オ
- 5 : ③-ア
- 6 : ③-エ
- 7 : ④-イ
- 8 : ④-オ
- 9 : ⑤-ア
- 10 : ⑤-ウ

【回答】

4.6.9

小田原ドライビングスクール

〒250-0865 神奈川県小田原市蓮正寺540-2

TEL 0465-36-1215 FAX 0465-37-4603

※無断転載・転用を禁じます。